

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ  
(第66回 マネロンGL対応#3)

平成30年5月9日(水) 午前10時  
日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項～金商業におけるマネロン等対応について～の検討
2. その他

以 上

「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項  
～金商業におけるマネロン等対応について～」案における検討事項等に関する意見照会結果

日本証券業協会 自主規制企画部

2018年5月9日

第65回会合（平成30年4月19日開催）後、平成30年4月20日から27日にかけて下記検討事項及びその他の項番の意見照会を実施したところでございます。その結果について取り纏めましたのでご報告いたします。

1. 第65回会合で提示の検討事項に関するご意見等

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
検討事項 1	全体	<p>「Ⅱ－２（４）海外送金等を行う場合の留意点に関しまして、いわゆる『送金業務』は金融商品取引法の範疇にはなく、基本的に業務として証券会社を取り扱わないと認識しておりますので、日証協が当該部分に関して実務上の取扱いに記載するのは違和感を覚えます。」ご意見について、どう考えるか。</p> <p>（「送金業務を行う又はその委託を受ける協会員においては、当該業務に係る法令及び監督指針、及び当該業務に関する業界団体による指針等を踏まえて、必要な措置を講じること。」と修正することについてどう考えるか。）</p> <p>※上記代替案は「金融商品取引業によらず、送金業務を行う（送金業務を行う金融機関から事務委託を受ける場合を含む）会員においては、当該業務に係る法令及び監督指針、並びに当該業務に関する業界団体による指針等を踏まえて、必要な措置を講じること。」と修正してはどうか。</p>	<p><b>代替案に賛成</b></p> <p>【A社】 代替案が良いと考えます。 「金融商品取引業によらず、送金業務を行う（送金業務を行う金融機関から事務委託を受ける場合を含む）会員においては、当該業務に係る法令及び監督指針、並びに当該業務に関する業界団体による指針等を踏まえて、必要な措置を講じること。」 但し、本書は、特に国内中小証券を対象として、マネロン等対応として参考となるであろう対応案を記したものであることから、中小証券にとって、より分かりやすいという意味で、項番47～53は残していただきたいという意見です。</p> <p>【B社】 （※）の修正案に賛成します。</p> <p>【C社】 元の修正案では「その委託を受ける協会員」の部分が分かりづらかったので、代替案の方が良いと思われます。</p> <p>【D社】 左記※印以降の記述へ修正することで宜しいかと存じます。</p> <p>【E社】 金融庁のパブコメ No. 149 では、顧客の口座への出金の場合にも外為法等の要件は排除されないとありますので、この点は加えてはいかがでしょうか。</p> <p>【G社】 代替案でよいと考える。</p>	<p>代替案への賛成が多数であるが、I社の意見を踏まえて、代替案に下線部分を追記して「<u>海外送金等の業務は金融商品取引業には該当しないが、金融商品取引業によらず、送金業務を行う（送金業務を行う金融機関から事務委託を受ける場合及び当該金融機関に事務委託（送金指示）を行う場合を含む）会員においては、当該業務に係る法令及び監督指針、並びに当該業務に関する業界団体による指針等を踏まえて、必要な措置を講じること。</u>」と修正することでどうか。</p>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>【J社】 協会案に賛成です。</p> <p><b>代替案の一部修正</b></p> <p>【I社】 「金融商品取引業によらず、送金業務を行う・・・」との表現では、金融商品取引業による送金業務があるように読めるため、金融商品取引業では振替指示を受けているだけであり、送金業務とは別であることが明確となるよう表現の修正を希望する。</p> <p><b>原案に賛成（代替案に反対）</b></p> <p>【H社】 御協会作成の特定事業者作成書面等（参考モデル）に「顧客の自己名義の預貯金口座以外の送金を認めないというリスクの低減措置が講じられている」とあり、各社実際には取扱いがないものかとも思料しますが、顧客の依頼に基づいて実務的には第三者宛送金と同様のフローである第三者宛決済は可能であることから、『送金業務』と同様のリスクを考慮した実務上の取扱いを記載しないというご意見に、当社としては違和感を覚えます。</p> <p>【K社】 ・確かに「送金業務」は金商法の範囲外であるので、修正案でもよいように思うが、他方で証券会社の業務に近接する領域/周辺部分にあたる業務のリスクを理解するうえで原案は有益だったようにも思える。顧客が海外の自己口座に直接送金する場合と、顧客がいったん証券会社の自己口座に送金してから海外の自己口座に出金する場合のリスク/管理の厳格度に違いはないとも考えられ、上記のような送金を受託するケースで実務上銀行等の金融機関で行われている低減措置について参考情報として触れてもよいようにも思える。</p>	
検討事項 2	1	<p>「外国 PEPs」に加え、国内 PEPs を追記するかどうか。 ※項番 1 に「（注）なお、必要に応じて国内 PEPs との取引について評価を行うことも考えられる。」と追記してはどうか</p>	<p><b>国内 PEPs の追記に反対</b></p> <p>【A社】 現状では不必要と考えます</p> <p>【B社】 金融庁ガイドラインのパブコメにおいて、「国内 PEPs は外国 PEPs と対策の必要性の程度が異なるため慎重な対応が必要であり、ガイドラインに明示的には記載していない。」とされているところ、証券業界の指針の中において、「必要に応じて」という表現ではあるにしても、当該文言を記載することには、あまり賛成できません。</p> <p>【E社】 国内 PEPs については金融庁パブコメ No64-66 のとおり、外国 PEPs とは対策の必要性が違い、慎重な検討を要するとコメントがありますので、国内 PEPs について、会員間で統一したルールを定めることに違和感があります。犯収法又は金融庁のガイドラインが改訂さ</p>	<p>国内 PEPs の記載には賛否あるが、国内 PEPs は外国 PEPs と対策の必要性の程度が異なる（金融庁パブコメ回答 No64-66）ことを踏まえると、国内 PEPs を明記することにより混乱が生じる恐れもあり、かつ a～k は例示である旨が明記されているので追記はしないことでどうか。</p> <p>なお、例示であることを明確にするため、「例えば」の位置を変更。</p>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>れるまでは、各社の判断による対応が良いと思います。</p> <p><b>【F社】</b> あえて、国内 PEPs の対応をとる必要はないと思われる。もし、検討事案の通り「～国内 PEPs との取引について評価を行うことも考えられる。」と追記された場合であっても、現状の対応で特に問題がないと考える場合には、現状の対応（外国 PEPs について申告をいただくこととなっている）を変える必要はないとの認識でよいか？</p> <p><b>【G社】</b> 国内 PEPs を追記する必要はないと考える。</p> <p><b>国内 PEPs の追記に賛成</b></p> <p><b>【H社】</b> マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、ガイドライン）を受けた各社に求められる対応は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）の延長線の対応ではなく、各社のリスク管理上の対応であると認識しています。従って、なりすましを念頭においた犯収法を基準にして外国 PEPs のみ対応し、PEPs という属性において潜在的なマネロン等リスクは同じである国内 PEPs については一律検討しないというのはガイドラインの趣旨ではないと考えます。FATF の勧告や FATF の四次審査を控える中、法令要件ではないながらも、国内外の如何を問わず各社主体的に国内 PEPs についてもリスクベースに基づいた何らかのリスク管理措置、少なくとも特定事業者作成書面におけるリスク評価体制を整備すべきと考えます。</p> <p><b>【J社】</b> 協会案に賛成です。</p> <p><b>継続検討</b></p> <p><b>【D社】</b> 左記追記案ではどのような場合が「必要」であるのかが判断し難いかと思われるため、引き続き追記案の検討が必要かと存じます。</p>	
<p><b>検討事項 3</b></p>	<p><b>2</b></p>	<p>「営業地域の地理的特性」に国内地域の例示を行うか、その場合、記載できる金融商品取引業に係る例示について、具体的な記載案。</p>	<p><b>国内地域等の例示に反対</b></p> <p><b>【A社】</b> マネー・ローンダリング及びテロ資金供与という資金は非常に多額の資金と考えています。従って、『闇金返済等に悪用されている ATM の地域』等（犯罪が多い地域等？）の日本の一部の地域（県、市、区等）を記載することには違和感があります。特に国内中小証券を対象としている本書ということならば、地域に特化した会社が大半であることから、記載する必要性を感じていません。</p> <p><b>【E社】</b></p>	<p>警察情報に照らした対応を挙げる会社も複数あったが、都道府県または主要都市単位での統計であり、地域としてのリスクの特定・評価に用いることは容易ではない。</p> <p>また、具体的な地域を書くことには反対の意見が多く、国内地域の例示は行わないこととしてはどうか。</p>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>具体的に地域を特定することは場合により差別と受け取られる可能性があると思います。また、会員の支店営業等での経験や知識によりその地域特有の対応を行っているのではないかと思いますので、具体的な地域名の明示では避けるのが良いと思います。何か例を挙げるとすれば、警察が公表する区市町別の犯罪認知件数の多い地域や、歓楽街、疑わしい取引が多く検知される支店等が考えられると思います。</p> <p><b>【G社】</b> 国内地域の例示は行わない。</p> <p><b>【H社】</b> 日本国内の地域特性を挙げることに実質的な意味があるかについては疑問を覚えます。当該地域に所在する顧客全ての顧客リスク評価に影響し、結果としてリスク評価全体を歪めるのではないのでしょうか。いずれにしても各社がそれぞれのリスク管理プログラムに基づいて要注意地域等指定することは結構ですが、業界として例示するものではないと考えます。</p> <p><b>国内地域等の例示に賛成、記載案</b></p> <p><b>【B社】</b> （思いつきではありますが）警察庁「警察白書 統計資料」で公表されている『都道府県別刑法犯の認知件数』や『当該認知件数を人口数で割った犯罪発生率』、各社において不審顧客として口座開設を謝絶した都道府県別件数。</p> <p><b>【D社】</b> 例えば、反社リスクの観点から「指定暴力団の本拠地が所在する地域」、制裁対象国である北朝鮮関連者の観点からいわゆる「コリアンタウン」や「外国人居住者が多い地域」等はいかがでしょうか。</p> <p><b>【J社】</b> 具体的な地名をあげると地域差別として社会的な非難の対象になりうると懸念されます。「反社組織が多い地域」あるいは「モニタリングで異常な入出金が特に多く抽出された地域」などの記載はどうでしょうか。</p>	
検討事項 4	6	<p>リスクの把握の指標の例として疑わしい取引の類型化とあるが、類型についての具体的な記載案。 ※「相場操縦やインサイダー取引等の不正取引又はそれが疑われる取引の件数を指標とすること」を追加してはどうか。</p>	<p><b>修正案に賛成</b></p> <p><b>【A社】</b> この修正案に特に意見はありません。</p> <p><b>【B社】</b> （※）の追加案に特に異論はありません。</p> <p><b>【D社】</b></p>	左記※のとおり修正

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>左記※印以降の記述追加で宜しいかと存じます</p> <p>【E社】 異論ありません。</p> <p>【I社】 「相場操縦やインサイダー取引等の不公正取引又はそれが疑われる取引の件数を指標とすること」の追記に賛成する。</p> <p>【J社】 協会案に賛成です。</p>	
検討事項 5	9	<p>リスク評価の手法について、より具体的な記載案。 （【ご意見】例えば、『固有リスク』、『コントロール値』・『有効性検証（運用状況評価）』から残存リスクを算出するマトリクス例等によって考え方を示した方がより実務的な取扱いの一例として示すことが実務的には有効ではないでしょうか。）</p>	<p><b>リスク評価の手法の具体的な記載に賛成</b></p> <p>【D社】 リスク評価手法の一例として、左記【ご意見】の方法を追記されることは有効かと存じます。</p> <p>【E社】 先の案で結構かと思いますが、これらに限定されないような記載にしていただければと思います。</p> <p><b>リスク評価の手法の具体的な記載に反対</b></p> <p>【A社】 アンケート項目 24 にある「特定事業者作成書面」のリスク評価書に協会から提示されている内容で考え方が示されているため、より具体的な記載案は不要と考えます。</p> <p>【H社】 リスク評価の手法については、既に各社で整備済と理解しており、あくまで当該「実務上の取り扱い及び留意事項」は実務対応の一例とはいえ、具体的手法が記載されてしまえば、各社横並びとなってしまう懸念があると思料します。</p>	<p>本書において具体的な施策を記載することは有効であると考えられるため、あくまでも例示として記載追加してはどうか。例えば2ポツに✓を追加し、以下を記載してはどうか。 ✓リスク評価の方法としては、例えばそれぞれの業務における固有リスクやそれに対する軽減策の数値化による有効性検証を行うことなども考えられる。</p>
検討事項 6	16	<p>非対面取引の「なりすまし調査」について、電話連絡先として携帯電話番号のみを登録した顧客が口座開設直後に、携帯電話番号を変更したかどうかの調査等を追記。さらに追加すべき具体的な記載案。</p>	<p><b>追記に賛成</b></p> <p>【A社】 他社で実際に発生した事案ということもあり、追記することは賛成ですが、実際にどのような対応ができるのか不明のため記載案はありません。</p> <p>【D社】 高齢者（例えば80歳以上）による非対面取引については、定期的にご本人によるお取引であることを調査するなど追記されてはどうか。</p>	<p>規模・特性・業容に応じた「なりすまし調査」の具体例として、以下のものを記載してはどうか。 ✓インターネットの利用頻度が低いと思われる属性（例、80歳以上）の顧客への定期的な連絡 ✓取引開始前又は直後の電話による連絡</p>

項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
		<p>【F社】 当社では口座開設直前に届出の電話番号へ連絡して確認している。また口座開設後の連絡先変更には別途申請が必要であるため、口座開設時に電話連絡を取ってあれば、直後の確認は不要と思われる。</p> <p>【J社】 口座開設直後の携帯電話番号の変更について、「携帯電話番号の変更登録をした場合」とした方がよりわかりやすいと考えます。 また、h「写真付きでない身分証を用いる顧客については、その理由を確認するとともに」とありますが、「写真付きでない身分証を用いる顧客については、写真付きの本人確認書類を今現在保持していないことを確認するとともに」などと記載してはどうでしょうか。</p> <p><b>記載内容への質問</b></p> <p>【K社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現金取引」の定義を明確にしてほしい。</li> <li>・「ATMからの入出金も含まれる」とあるが、銀行ATMで行われる自己の銀行口座への（からの）入金（出金）のみならず、銀行ATMで現金により行われる証券会社の銀行口座への（からの）入金（出金）も含まれるとする趣旨か。</li> <li>・もし后者であるとする、現金を受入れて行う送金業務は銀行業に含まれると考えられるので、銀行ATMで現金により行われる証券会社の銀行口座への（からの）入金（出金）については、銀行と証券会社の双方が厳格な低減措置を講じる必要があるということか。</li> </ul>	<p>✓携帯電話番号の変更時の確認</p> <p>なお、「写真付き身分証」でなければならないものではないため、「不所持」であることを確認する必要ではなく、「写真付きではない身分証」を提示した理由を確認することで足りると思料する。</p> <p>「現金取引」とは、店頭等において、現金の受払いを伴う取引を指します。また、「ATMからの入出金」とは、証券会社の店頭等に設置したATMを利用した現金による入出金を想定しています。明確化のため追記。</p>
<p>検討事項 7</p>	<p>顧客の受入れに関する方針について取引約款への記載を求める点について、具体的な記載案。</p>	<p><b>取引約款への記載に反対</b></p> <p>【A社】 特に具体的な記載案はありません。</p> <p>【E社】 リスクの高いと判断する顧客について具体的に約款には定めない方がよいと思います。特定の職業や業種や人種等に対する差別と受け取られる可能性もあると思います。また、具体的な記載が対外的に公表されることで、マネロンを企むような悪意を持った人物はそれらに合致しないように本人特定事項等を申告してくる可能性も考えられます。 顧客の受入方針について約款に含めるのであれば、犯収法をはじめとする関連法令所規則や内部規定に基づく審査により、取引開始をお断りする場合や、顧客関係を解消する場合がある程度の記載ではいかがでしょうか。</p> <p>【H社】 顧客受け入れ方針は各社のリスクアペタイトおよびリスク管理体制によるものであり、業界で統一したものを作成するという意見には違和感を覚えます。</p>	<p>約款への顧客受け入れ方針の記載は、賛成がないため見送ってはどうか。</p>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>【J社】 約款に記載するなら業界で統一したものを作成することが望ましいですが、約款に顧客の受け入れに関する具体的な方針を記載することは難しいと考えます。約款とは別に各社内で具体的な方針を持っておくべきと考えます。</p>	
検討事項 8	19	「取引の申し出があった都度、内部管理責任者の承認を要する方針とする」とあるが、「取引」に関して、契約で決めるべき事項や契約締結の態様等について、具体的記載案。	<p>【B社】 外国 PEPs との取引に際しては、「資産及び収入の状況を確認できる書類を当社から要請された場合には、速やかに当該書類を提出すること」等の同意書を徴収することも考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>【H社】 「内部管理責任者」の用途について、2. その他具体例や追記等にコメント記載。</p> <p>【A社】 特に具体的な記載案はありません。</p>	<p>意見を踏まえて、以下の具体例を記載してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、外国 PEP s 等高リスク取引を行う顧客に対して「資産及び収入の状況を確認できる書類を当社から要請された場合には、速やかに当該書類を提出すること」等の同意書を受け入れる。</li> </ul>
検討事項 9	19	「リスクが高いと分類した経歴」について、具体的記載案。	<p><b>具体的記載案を追記</b></p> <p>【B社】 「リスクが高い経歴」というのはイメージがわからないのですが、「経歴に不審な点がある場合には、継続的な取引モニタリングの対象とする」としてはいかがでしょうか。具体的には、『実在しない（確認できない）会社名や部署名、大学の学部等を回答する』などが考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>【D社】 例えば、過去に「外国 PEPs に該当した場合」はいかがでしょうか。</p> <p><b>具体的記載案を追記しない</b></p> <p>【A社】 特に具体的な記載案はありません。</p> <p>【E社】 金融犯罪関連の当事者である場合や、特定の業種や職業、特定の国との繋がりがある場合にリスクが高いとしていますが、具体的な記載は職業や業種に対する偏見や差別と受け取られる可能性があるため、ガイドライン上では明記しない方がいいと思います。</p>	<p>意見を踏まえて、以下の具体例を記載してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、実在しない（確認できない）会社名や部署名、大学の学部等を届け出る顧客</li> <li>過去に外国 PEP s に該当した顧客</li> </ul>
検討事項 10	20	「実質的支配者を申告により確認した場合において、自社の知識・経験及びデータベース等と照合して合理的でないと考えられるときには、書類の提出を求めることが考えられる。」記載について、具体的な記載案。	<p><b>具体的記載案を追記</b></p> <p>【E社】 株主名簿や株式譲受契約書、確定申告書（同族会社等の判定に関する明細書）が該当するかと思います。</p> <p>【J社】</p>	<p>意見を踏まえて、以下の具体例を記載してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、自社で株主名簿や株式譲受契約書、確定申告書（同族会社等の判定に関する明細書）を別途入手していた場合における当該書類との不一致等</li> </ul>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>約款で規定すべき事項であると考えますが、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p><b>具体的記載案を追記しない</b></p> <p>【A社】 この内容で良いと考えることから、具体的な記載案はありません。</p>	
検討事項 11	21	<p>制裁リストのチェック頻度をどう考えるか。 （「制裁者リストとの照合は、例えば、取引フィルタリングシステムを用いるなど実効性のある方法で適宜実施することが考えられる。」を追記するか。）</p>	<p><b>修正案（追記）に賛成、記載案</b></p> <p>【B社】 「デイリー・ベース」という具体的な数字を入れると、一つの基準と捉えられる可能性があるため、追記案で良いと考えます。</p> <p>【D社】 左記のカッコ書き以降の記述追記で宜しいかと存じます。</p> <p>【E社】 制裁リストとは口座開設時に照合するほか、顧客の代表者、代理人や実質的支配者の変更届を受領した際、顧客の定期レビュー時、制裁リストに追加や変更の通知を受けた場合など、一律、年に一回実施するという以外の方法もあるかと思えます。</p> <p>【G社】 「制裁者リストとの照合は、例えば、取引フィルタリングシステムを用いるなど実効性のある方法で適宜実施することが考えられる。」を追記することでよいと考える。</p> <p>【I社】 各社の規模・業容・特性に応じて定期的に行う旨の追記を希望する。</p> <p>【J社】 チェック頻度は、①新規口座開設時、②制裁リストの更新時、に行うことが実効性があると考えます。</p> <p><b>修正案はない</b></p> <p>【A社】 追記する必要はないと考えることから、具体的な記載案はありません。</p>	<p>意見を踏まえて、以下を追記してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各社の規模・業容・特性に応じて、例えば、取引フィルタリングシステムを用いるなど実効性のある方法で適宜実施することが考えられる。</li> </ul>
検討事項 12	23	<p>「また、（税法上の経過措置期間の経過後においても）個人番号の提供を拒む口座については、一定額以上（自社で通常行われる取引の金額に比して一定程度高額な金額を設定する）の出金については、顧客への面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求めることも考えられる。（この場合、敷居値未満の出金</p>	<p><b>削除に賛成</b></p> <p>【A社】 削除が妥当と考えます。 本人確認が既に行われており、現在の回収率も芳しくない状況から、混乱する可能性もあるため。 なお、平成31年度税制改正要望骨子（案）では、税制措置においてマイナンバー提出者に対し、一定額の所得税額の特別控除を認める案がでている等、マイナンバーの回収率の</p>	<p>意見を踏まえ、記載案を以下のように修正してはどうか（下線部）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、<u>国内居住者</u>において（税法上の経過措置期間の経過後においても）<u>正当な理由なく個人番号の提供を拒む</u>口座については、一定額以上（自社で通常行われる取引の金額に比して一</li> </ul>

項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
	<p>であっても継続して行われるものについては同様に扱うものとする。)」記載について、削除するかどうか。</p> <p>※「拒む」という語に変えて、適当な表現はあるか。</p>	<p>向上が考えられます。</p> <p><b>削除に反対、記載案</b></p> <p>【G社】 協会案でよいと考える。</p> <p>【B社】 当該内容を記載することに特に異論はありませんが、「個人番号の提供を拒む顧客」全員をハイリスク扱いするのではなく、「マネロン等リスクが高い又は継続的なモニタリングの対象にすると判断した顧客のうち、個人番号の提供を拒む顧客」に関する扱いという認識でよいか確認させていただきたい。 ※「個人番号の提供を拒む名義人にかかる口座」ではいかがでしょうか。</p> <p>【D社】 例えば「また、（税法上の経過措置期間の経過後においても）正当な理由が無いにも拘わらず、個人番号の提供を行わない口座については・・・」へ変更するのはいかがでしょうか。</p> <p>【I社】 ・「個人番号の提供を拒む」は平成27年6月5日「税法上の法定調書に記載する個人番号等の取得等の取扱いについて」にある2.(3)ロ「顧客が個人番号等を告知することを拒否する場合」と同様に、顧客が個人番号を提供しないと明示的に表明した場合ということを確認したい。 ・「この場合、敷居値未満の出金であっても継続して行われるものについては同様に扱うものとする。」について、当該部分の直前の記載が「考えられる。」であるため、「同様に扱うものとする。」→「同様に扱うものと考えられる。」に表現を合わせる修正を希望する。</p> <p>【J社】 約款での記載が検討すべき事項と考えますが、慎重な検討が必要ではないでしょうか。また、マイナンバー制度は国内居住者個人を前提として書かれており、非居住者は対象外であるため、「国内居住者個人の」など識別できるような記載にすべきではないかと考えます。</p>	<p>定程度高額な金額を設定する)の出金については、顧客への面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求めることも考えられる。(この場合、敷居値未満の出金であっても継続して行われるものについては同様に扱うことが考えられる。)</p> <p>なお、「個人番号の提供を拒む」とは、協会員から個人番号の提供を求めた場合において、「顧客が個人番号等を告知することを拒否する場合」と同様に、顧客が個人番号を提供しないと明示的に表明した場合と同義。</p>
<p>検討事項 13</p>	<p>なりすましリスク以外の対応について、具体的な記載案。</p>	<p><b>具体的な記載案</b></p> <p>【B社】 「法人の実質的支配者変更による顧客属性の変化」も考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>【D社】 例えば、「自社が保有する反社DBとの定期的な照合」はいかがのでしょうか。</p>	<p>意見を踏まえ、下記具体例を追記してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓法人の実質的支配者変更による顧客属性の変化の確認</li> <li>✓自社が保有する反社会的勢力データベースとの定期的な照合</li> </ul>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>【J社】 顧客ごとのリスク評価、モニタリング（取引モニタリング・フィルタリング）、ローリングレビューなどが考えられます。</p> <p>原案</p> <p>【A社】 この内容で良いと考えることから、具体的な記載案はありません。</p>	
検討事項 14	26	「マネロン等リスクがあると考える顧客には面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求め、合理的ではない理由により提供を拒絶する場合には取引を停止することが考えられる。」記載について、よりよい記載案。	<p>具体的な記載案</p> <p>【B社】 合理的理由もなく拒絶される場合には、則口座ロック等により取引停止で良いと思います。が、お客様とコンタクトできない理由により必要な情報提供を受けることができない場合には、一定期間経過後に口座ロック等による取引停止を行う、といった対応ではどうでしょうか。</p> <p>【I社】 顧客対応は各社によって異なりうるため、各社で揃える必要はないと考える。</p> <p>【J社】 犯罪収益移転防止法5条「特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。」という記載をもとに検討すると良いのではないのでしょうか。</p> <p>原案</p> <p>【A社】 現状の記載案で特に問題ないと考えます。</p> <p>【E社】 ご提案の案文で良いと思います。取引の停止の他には、取引の一部停止や制限を加えることも考えられると思います。</p> <p>【H社】 顧客対応は各社によって異なることから、『取引停止』の具体的な方法の記載は不要と考える貴協会の意見に同意。</p>	<p>意見を踏まえ、下線部を追記してはどうか。</p> <p>・マネロン等リスクがあると考える顧客には面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求め、合理的ではない理由により提供を拒絶する場合には、<u>必要な確認ができるまでの間、取引を停止（取引の一部停止や制限を加えることを含む）</u>することが考えられる。</p>
検討事項 15	31	「営業店の店頭における一見顧客との取引やコールセンターでの電話による受注」に加えて、具体的な記載案。	<p>原案</p> <p>【A社】 この内容で良いと考えることから、具体的な記載案はありません。</p>	原案のとおりとします。

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>【B社】 現状案のままで特に問題ないと考えます。</p>	
<p>検討事項 16</p>	<p>38</p>	<p>「また『短期間で繰り返し入出金する口座』、『取引を伴わない大量の現金を入出金する口座』、『過去1年間の取引平均値に比べて過剰な取引があった口座』など具体的に記載されているが、この程度まで具体的に定める必要はなく、業容に応じて個社判断で対応できるよう表現への修正を希望する」ご意見について、どう考えるか。 ※別途、「不芳顧客」を「不審顧客（金融犯罪に関与していることが疑われる顧客等）」と修正してはどうか。</p>	<p><b>具体的な記載に反対</b></p> <p>【E社】 この入出金管理は、これらの顧客の口座の入出金を一旦止める為にシステムで検知させるという意味でよろしいでしょうか。その場合には、記載されているような具体的な記載は含めずに各社の業容に応じて判断できるようにされるといいと思います。 当社では不芳属性先、要注意顧客などと名称していますが、特にこだわりはありません。</p> <p>【H社】 具体的に定める必要はないという意見に同意見です。</p> <p><b>具体的な記載に賛成</b></p> <p>【A社】 本書は、特に国内中小証券を対象として、マネロン等対応として参考となるであろう対応案を記したものであることから、具体的な記述となっていることは特に問題ないと考えます。 また、「不芳顧客」は「不審顧客」の表記へ変更することで、よりわかりやすくなると思います。</p> <p>【B社】 具体的な事例は参考となるため、例示は残しておいた方が良く考えます。 また、反社口座は既に直接記載しているので、「不芳顧客」よりも一般的な表現である「不審顧客」の方が良いように思います。</p> <p>【D社】 現行案の通り具体的に記載されていた方が各社での検討の一助となり宜しいかと存じます。</p> <p>【G社】 ・現状の案でよいと考える。 ・「不審顧客」と修正してよいと考える。</p> <p>【I社】 「不芳顧客」を「不審顧客（金融犯罪に関与していることが疑われる顧客等）」と修正することにつき賛成する。</p>	<p>一部修正のうえ具体的な記載案に対する賛成が多数であるので、修正案（「不審顧客（金融犯罪に関与していることが疑われる顧客等）」）としてはどうか。</p>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p>【J社】 過去1年間などの期間や閾値については各社で設定すべきと思いますが、列挙された事例は最低限やるべきものと考えます。 「不芳顧客」を「不審顧客」と修正する協会案については賛成です。</p>	
検討事項 17	56	「常時オフサイト検査を実施する態勢」について、「管理部門からの定期的な報告の実施等」に加えた具体的な記載案。	<p>【A社】 この内容で良いと考えることから、具体的な記載案はありません。</p> <p>【E社】 独自に管理部門が必要な情報を入手出来れば、営業部門からの報告という方法は必須では無いと思いますが、取引モニタリングのアラート件数、リスクが高いと特定された顧客の数、新規顧客口座件数等の推移やFirst Lineが行うコントロールの結果の報告が考えられます。</p> <p>【G社】 修正案でよいと考える。</p>	原案のとおりとします。
検討事項 18	57	「『e. 非居住者との取引』について、電話の音声 unnatural、インターネットでの発注時間が深夜に集中等から非居住者と推定することは難しいのではないかと考えられます。また、『実務上の取扱い』における『リスクが残存する取引』の分析や『改善策』の実施について、詳細な義務を記載するよりも各社の実態に応じて対応を任せたいのではないかと考えられます。」ご意見について、どう考えるか。	<p><b>電話対応の具体例の記載に賛成</b></p> <p>【A社】 この内容で良いと考えることから、具体的な記載案はありません。</p> <p>【B社】 各社の実態に応じて対応することは当然ですが、具体的な対応例を記載することに特に異論はありません。</p> <p>【E社】 あくまでも一例との位置づけであれば具体的な対応について記載されることに異論はありません。</p> <p><b>規模・特性・業容等を踏まえた対応を追記</b></p> <p>【J社】 「*上記 a から j の内容を参考に、各社の規模・特性・業容等を踏まえ、具体的な対応策を検討する必要がある。」との協会案に賛成です。さらに詳しく、「*上記 a から j の内容を参考に、各社の規模・特性・業容等を踏まえ、具体的な対応策を検討する必要がある。例えば、複数口座がある顧客の場合は、口座の性質を考慮した上でリスクが高いと考えられるものについては、実効的なモニタリング方法を導入すること。顧客ごとのリスク評価を導入する会社については、低減されたリスクの程度を考慮した上で、顧客のリスク評価に反映すること」と追記することも有用と考えられます。</p>	<p>意見を踏まえ、非居住者との取引について下線部を追記してはどうか。 ・<u>非居住者である旨の届出がない顧客で海外から発注しているのではないかと疑われる（例えば、電話の音声 unnatural、インターネットでの発注時間が深夜や未明の一定時間のみに集中等）口座がないか検証する</u></p> <p>意見を踏まえ、規模・特性・業容等を踏まえた対応について、下線部を追記することでどうか。 ※上記 a. から j. の内容を参考に、各社の規模・特性・業容等を踏まえ、具体的な対応策を検討する必要がある。<u>例えば、複数口座がある顧客の場合は、口座の性質を考慮した上でリスクが高いと考えられるものについては、実効的なモニタリング方法を導入すること。顧客ごとのリスク評価を導入する会社については、低減されたリスクの程度を考慮した上で、顧客のリスク</u></p>

	項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
			<p><b>電話対応の具体例の記載に反対</b></p> <p><b>【D社】</b> 左記ご意見の通り、電話の音声、インターネットでの発注時間等から非居住者と推定することは実務上困難と思われまので、「金商業における対応（案）」のカッコ書きの削除が望ましいかと存じます。</p> <p><b>【G社】</b> ・「（電話の音声 unnatural、インターネットでの発注時間が深夜に集中等）」は削ってもよいのではないか。 ・『実務上の取扱い』における『リスクが残存する取引』の分析や『改善策』の実施については、各社の実態に応じて対応を任せたいほうがいいのではないかと考える。</p> <p><b>【I社】</b> 株式・先物・Fx など 24 時間発注可能なサービスが国内で提供されているなかで、「インターネットでの発注時間が深夜に集中」することをもって「非居住者」と推定することは難しいと考えるため、当該部分の削除を希望する。</p>	評価に反映すること。
検討事項 19	57	「項番 16、k. その他」に記載されている金融商品仲介業者（事業者仲介）との契約について、具体的なリスク軽減後の残存リスクの具体的な記載案。	<b>【A社】</b> 具体的な記載案はありません。	原案のとおりとします。
検討事項 20	71	第2の防衛線について、「有効性を確認する項目の為、テストに該当する項目」としての具体的な記載案。	<p><b>【B社】</b> 低減措置の有効性の検証として、当社では、第1線が社内データベースで属性チェックをすることとなっているのですが、そのチェック漏れ等を防ぐために、翌営業日に口座開設名義人等とデータベースで一致したものがあればリストアップし、第1線でのリスク低減措置（社内データベースでの属性チェック）が有効に機能しているか（チェック漏れ）検証できる態勢となっています。個社特有のものかもしれないので、ご参考までに情報提供させていただきます。</p> <p><b>【E社】</b> 口座開設時の取引時確認や審査内容、定期レビューの適切性の事後テストが考えられます。</p> <p><b>【A社】</b> この内容で良いと考えることから、具体的な記載案はありません。</p>	<p>意見を踏まえて、以下を追記することでどうか。</p> <p>・「低減措置の有効性の検証」とは、<u>管理部門による営業部門での口座開設時の取引時確認やヒアリング審査の内容等の事後検証を行い、取引時確認の不備事例や「疑わしい取引の届出」の内容を分析することにより、取引時確認の事務フローや厳格な顧客管理の対象者及びヒアリング項目の内容を見直すことが考えられる。</u></p>
検討事項 21	83	特に慎重な扱いが必要とされる疑わしい取引の届出にかかる情報について、グループ会社との間での、マネロン防止対策を遂行する上で適切と思われる当該情報の共有可能範囲、	<b>【B社】</b> 一律に共有可能範囲を記載することは難しいのではないのでしょうか。 例えば、共有する情報は、本人特定事項（個人：氏名・住所・生年月日、法人：名称・本店所在地）に限定した上で、それを各社のデータベースに取込み、自社顧客とのフィルタ	<p>意見を踏まえ、以下を追記することでどうか。</p> <p>✓<u>グループ内で利用するネガティブ情報そのものをグループでの共用で</u></p>

項番	検討事項	意見	ご意見を踏まえた対応（案）
	方法につき、具体的な記載案。	<p>リングで該当する顧客が存在した場合に、情報提供元にデータ登録内容を確認する方法も考えられるのではないのでしょうか。当然、データ提供元の法制等に留意することが前提となります。</p> <p>【E社】 グループレベルで使用するネガティブ情報を蓄積するセントラルデータベースへの登録、リスク管理関係のコミッティー、リスク管理部門間での共有が考えられると思います。</p> <p>【A社】 具体的な記載案はありません。</p>	<p>データベースへ登録し、グループ各社のマネロン等リスクを管理する会議体や管理部門で共有する、又は、グループでの共用データベースにはネガティブ情報を有する者の本人特定事項のみ登録して共有し、自社顧客をフィルタリングし、該当する顧客が存在した場合には情報提供元にネガティブ情報の内容を個別に確認する</p> <p>※グループ内での情報共有については、弊害防止措置（金商業等府令第153条及び第154条等）に留意すること。</p>

## 2. その他具体事例や追記等

項番	修正案	ご意見を踏まえた対応（案）
その他1	<p>意見</p> <p>【H社】 「はじめに」に記載のとおり、本書は実務対応の一例を記したものであるということですが、協会員に対して、本書に記載の内容を、必ずしも文言通りの遵守を求めるものではない旨及び各協会員のリスクにおいては本書の実務対応の一例に記載の手法が必ずしも最適なものではない状況がありうる旨を明確に記載いただけませんか。</p> <p>当社としては、金融コングロマリットとしてグローバル基準でAMLリスク管理を行う中、既にガイドラインに記載の対応が求められる事項、並びに対応が期待される事項については、当社の規模・事業内容等に即して当社の手法においてかねがね対応済でございます。このような状況において本書に記載の実務対応の一例に記載の手法を必ずしも採用するものではないことから、上述の条項の挿入が必要と考えます。</p>	<p>意見を踏まえ、下線部を追記してはどうか。</p> <p>「（あくまでも“考えられる対応の一例”であって、<u>具体例のすべてを行うことを求めているのではなく、必ずしもそれ以外の対応が妨げられるものではありません。</u>）」</p> <p>「また、特別会員の場合や、<u>海外を含む金融機関グループ全体でのマネロン等対応ポリシーに基づいて対応する必要がある協会員（金融商品取引業以外の業を行う協会員）の場合は、本書で示した「実務上の対応」では不十分又は異なる考え方になる場合もあり、そのような社に対して本書に記載の内容を一律に求めるものではなく、各協会員において最も有効なマネロン等対策を講じる必要があります。</u>」</p>
その他2	<p>16</p> <p>【H社】 WG 意見及び事務局対応案【C社】② 実務上の取扱い（案）において『内部管理責任者（高リスク取引に係る「統括管理する者」）の承認』という表現がありますが、他の箇所において、単に『内部管理責任者の承認』という表現もあり、敢えて使い分けをしているという趣旨でしょうか、という意見に対し貴協会より、表記を「内部管理責任者」に統一、とございますが、協会員の内務管理責任者等に関する規則に定める「内部管理責任者」と、犯収法第十一条第三号に定める「取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者（以下、統括管理者）」は定義が異なることから、明確な使い分けをお願い致します。協会員の中には、「内部管理責任者」と「統括管理者」を同一職員が担っている場合もあることと想料するも、当社においてはそのような取扱いはしていないため、仮に統一した状態で規定されてしまうと、統括管理者に加え、内部管理責任者の承認も得る追加</p>	<p>ご意見のとおり、犯収法上の「統括管理する者」は協会員によってその形態は異なるものと考えられますので、項番9に「内部管理責任者（又は、犯収法第11条第3項に定める「統括管理する者」以下同じ。）」と追記してはどうか。</p>

	項番	修正案	ご意見を踏まえた対応（案）
		のプロセスが発生する。当社としては引き続き統括管理者の承認で進めてまいります。	
その他3	20	<p>【H社】 WG 意見及び事務局対応案【J社】⑧実務上の取扱い（案）において『犯収法施行以前の法人口座について、実質的支配者が未確認になっている口座があるが、法人名称変更、住所変更、代表者変更等に際して実質的支配者の確認を行い、未確認の状態を解消する必要がある』ことを追記してはどうでしょうか、という意見に対し貴協会より、ご意見を踏まえ、追記との回答がございますが、もとより犯収法で顧客の情報を最新の状態に保つ義務は存在し、加えてガイドライン該当番号25において、継続的な顧客管理が求められていることから、敢えて上述の3タイミングを追記し、限定する必要はないものと考えます。</p>	<p>『犯収法施行以前の法人口座について、実質的支配者が未確認になっている口座があるが、法人名称変更、住所変更、代表者変更等に際して実質的支配者の確認を行い、未確認の状態を解消する必要がある』旨の記載は、より具体的な実務として明記することが有益と考えるがどうか。</p>

以上

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項  
～金商業におけるマネロン等対応について～  
(第 66 回会合資料)

日本証券業協会 自主規制企画部

2018 年 5 月 9 日

変更箇所は、前回会合時からのもの。

そのうち黄色マーカーは、意見照会時における変更箇所。

### 定義

マネロン等 : マネー・ローンダリング及びテロ資金供与

マネロン等主管部門 : マネロン等対策の主管部門

第 1 線 : 「営業部門」

第 2 線 : 「管理部門」 (マネロン等主管部門、システム部門及び人事部門)

第 3 線 : 「内部監査部門」

犯収法 Q&A : 犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A

### はじめに

平成 30 年 2 月 6 日に金融庁から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表されました。

同ガイドラインは、各金融機関等がマネロン対策を行うに当たっての「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」が示されており、協会員においては、当該事項について、適切に対応していくことが求められます。

一方、同ガイドラインは、金融機関全般を対象としているため、記載されている「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」の中には、規模・特性・業容等によって、一律に同じ対応が求められるとは限らないもの等が含まれており、協会員において、どこまで、どのように対応すればよ

いのか、判断に困難を伴う事項が含まれています。

そこで、日本証券業協会では、主に協会員における金融商品取引業（特に有価証券関連業）の実務に照らして、協会員が「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」のそれぞれの項目に対応するに際して、協会員において何を点検すればよいか、どのような対応が考えられるのかについて実務対応の一例及び留意事項を記した「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い及び留意事項 ～金商業におけるマネロン等対応について～」（以下「本書」という。）を作成しました。

本書の構成及び使用に当たっての留意事項は次のとおりです。

#### ○本書の構成及び使用に当たっての留意事項

本書では同ガイドラインに記載されている「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」のみを対象としており、それぞれの事項（①②…等）に対応するに際しての「実務上の取扱い」及び「留意事項」を記しています。同ガイドラインの本文や「先進的な取り組み事例」に関する解説や考え方は対象としていませんが、各社の実情に応じて適宜参照してください。

「実務上の取扱い」は、協会員が行うべきことを、過去に本協会が発信した犯収法 Q&A や参考様式その他の協会員通知等も参照しつつ、各社が確認すべきポイントや実行すべき措置等をできる限り具体的に記載しています。また、「金商業における対応」欄に記載した実務上の取扱いはあくまでも例示であるため、その具体例にとどまらず対応を行うにあたっての留意事項についても記載しています。

なお、本書は、協会員における金融商品取引業（特に有価証券関連業）の実務に照らして記載していますが、各社の規模・特性・業容等によって対応が大きく異なることが想定される事項については、それぞれの場合の具体例をいくつか記しています。（あくまでも“考えられる対応の一例”であって、具体例のすべてを行うことを求めているのではなく、必ずしもそれ以外の対応が妨げられるものではありません。）

また、特別会員の場合や、海外を含む金融機関グループ全体でのマネロン等対応ポリシーに基づいて対応する必要がある協会員（金融商品取引業以外の業を行う協会員）の場合は、本書で示した「実務上の対応」では不十分又は異なる考え方になる場合もあると思われますので、そのような社に対して本書に記載の内容を一律に求めるものではなく、各協会員において最も有効なマネロン等対策を講じる必要があります。

マネロン等対策については、各社の規模・特性・業容等を理由に対策を行わなくてもよいということはありません。むしろ、対策をとっていない会社ほどマネロン等に利用されやすいという側面もあります。リスクベース・アプローチによるマネロン等対策は、国際的にみても当然に実施していくべき事項でありますので、各協会員においては、同ガイドライン等の趣旨をよく理解の上適切に対応してください。

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
	<b>II-2 リスクの特定・評価・低減</b> II-2 (1) リスクの特定	
	<b>【対応が求められる事項】</b>	
1	① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社が提供する商品やサービス等を洗い出した上で、JAFICの「犯罪収益移転危険度調査書」及び日証協の特定事業者作成書面参考様式を勘案しながら、リスクの高い取引がないかを検証し、特定する。</li> <li>・グローバルに展開する協会員の場合は、当該国におけるリスク評価についても勘案することが必要と考えられる。</li> <li>・リスクの高い取引がある場合、受託可能な取引の範囲を確認しマネロン等に利用されるおそれがないか、取引の種類ごとに検証する。</li> </ul> <p>※<del>例えば</del>、自社の業態・顧客属性等に応じて、<u>例えば</u>、次の取引についてマネロン等リスクを検証することが考えられる（項番15、16参照）。</p> <p>a. 仮名・借名取引、b. 非対面取引、c. 現金取引（<u>現金の受払いを伴う取引</u>）、d. 反社会的勢力との取引、e. 非居住者との取引、f. 外国PEPsとの取引、g. 実質的支配者が不透明な法人との取引、h. 写真付きでない身分証を用いる顧客との取引、i. 要注意国居住者との取引、j. イラン・北朝鮮居住者との取引、k. その他（金融商品仲介業者との契約等）</p> <p><u>（注）なお、必要に応じて国内PEPsとの取引についても評価を行うことも考えられる</u></p>
2	② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①（項番1）の検証に当たっては、自社の営業地域の地理的特性（例えば、要注意国又は要注意国の隣接地域に設置した海外拠点の有無等。）や事業環境・経営戦略のあり方（下記※参照）を踏まえ、マネロン等リスクを特定、評価する。</li> </ul> <p>※事業環境・経営戦略のあり方の考え方の例（後記「リスクの低減」（項番16）、リスク軽減後の残存リスク（項番57）の内容を含む。）</p>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>&lt;非対面取引専門会社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非対面取引は顧客と対面しないことから、顧客の性別、年代、容貌、言動等を直接確認することができないこと踏まえマネロン等リスクを評価する。</li> <li>・非対面取引のリスクを低減するための自主的な追加的本人確認措置の取組み（下記※参照）を行うことが考えられる。</li> </ul> <p>※犯収法 Q&amp;A Q53【新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止】、犯収法 Q&amp;A Q54【既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止】、犯収法 Q&amp;A Q55【既存口座の「なりすまし」調査について】を参考に、新規口座開設時に通常の取引時確認において必要な本人確認書類に加えて、追加的に他の本人確認書類等を受け入れる等の追加的本人確認措置、既存顧客について、定期的に「なりすまし」防止調査の実施状況をどの程度行っているかを踏まえてマネロン等リスクを評価する。</p> <p>対面取引口座（来店及び訪問又は営業への電話によるも可能な口座）であったとしても、顧客が合理的な理由なく営業店から遠隔地に居住しているなど非対面取引のみを行うことが想定される場合は、当該口座についても追加的本人確認措置の対象とすることが望ましい。</p> <p>&lt;金融商品仲介業者（事業者仲介）との契約がある社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引時確認の一部又は全部の業務（顧客カード情報の収集等を含む）を金融商品仲介業者に委託している場合は、自社で行う取引時確認と同等に行えるよう契約ができているかを踏まえてマネロン等リスクを評価する。</li> <li>・また、金融商品仲介業者は特定事業者ではないことから、当該金融商</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>品仲介業者に委託して行う取引時確認の実効性は自社との契約内容に依拠することを踏まえ、契約内容も評価の対象とすること。</p> <p>&lt;非居住者取引を行う会社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非居住者取引は、現地法制度等が相違することを踏まえ、マネロン等リスクを評価する。</li> <li>・マネロン等リスク低減のため、非居住者との取引を原則禁止とする場合であっても、例えば、非居住者との取引の検証に当たっては、既存顧客からの海外転出等の申出に際して、取引の制限、通信可能な連絡先（郵便物の送付先を含む）等について、顧客と確認を行う態勢となっているかを踏まえてリスク軽減後に残存するマネロン等リスクを評価する。</li> <li>・顧客の居住地について、JAFICの「犯罪収益移転危険度調査書」でイラン・北朝鮮及び注意を要する国・地域、並びにFATFの「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」に関する文書でマネロン等対策に戦略上の欠陥を有し改善継続中の国・地域や、国際的テロリストの活動地域への該当を踏まえてマネロン等リスクを評価する。</li> </ul> <p>&lt;現金の受払いを行う取引がある場合の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金は流動性が高く、権利移転が容易であるとともに匿名性が高いことを踏まえ、現金の受払いを伴う取引についてマネロン等リスクを評価する。</li> <li>・現金の受払いの取扱いの有無（日常的に現金の受払いを行うこととしているか否か。原則は銀行振込であるが例外的に現金による入金を認める場合は、どのような手続きを行うこととしているか。例えば、入金経路の確認、一定額を超える現金の受払いに際しての取引時確認の</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		実施等）を踏まえ、マネロン等リスクを評価する。
3	③ 取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること	<p>&lt;非居住者取引がある場合の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JAFIC の「犯罪収益移転危険度調査書」で高リスク国、及び注意を要する国・地域、並びに FATF の「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」に関する文書でマネロン等対策に戦略上の欠陥を有し改善継続中の国・地域や国際的テロリストの活動地域と指定されている国の居住者との取引可能性について検証する。</li> <li>・ リスク低減策として、例えば、それらとの取引が営業店、営業員限りでは行えない態勢となっていることを確認する。</li> <li>・ また、非居住者の預り有価証券の売却のみ可としている場合において、売却代金をあらかじめ登録されている国内銀行以外の金融機関へ送金指示することが可能か等を踏まえ、リスク検証とリスク低減策を検証する。</li> </ul> <p>※例えば、非居住者への海外送金は合理的な閉鎖理由を確認できた口座閉鎖に伴う送金のみ限定し、送金額に応じて、追加的本人確認措置の実施や経緯確認を行う態勢となっているか等を踏まえ、リスク検証とリスク軽減策を検証する。</p> <p>(注) 後記「リスクの低減」(項番 16)、リスク軽減後の残存リスク(項番 57)の内容を含む。</p>
4	④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に分析を行い、マネロン・テロ資金供与リスクを検証すること	<p>&lt;新サービス提供時の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己で新たな商品を保有する場合や売買を行う場合、顧客向けに新たな商品を販売する場合や、既存の商品やサービスであっても新技術を導入する場合に、マネロン等の観点でのリスク検証を行う態勢となっているかを検証する。</li> <li>・ 顧客との入出金を伴うサービス(例、銀行口座との自動スweep等)についてマネロン等に利用されるおそれがないか検証する。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>※リスク低減のため、例えば、1日に何度でも顧客指示のみで入出金できない仕組みとする、取引を伴わない入出金が容易に検知できる態勢とすることが考えられる。</p> <p>(注) 後記「リスクの低減」(項番16)、リスク軽減後の残存リスク(項番57)の内容を含む。</p>
5	<p>⑤ マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、関係する全ての部門が連携・協働し、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等主管部門に情報が集約され、関係する部門（例えば、システム部門、人事部門）と連携・協働する態勢となっているかを検証する。</li> <li>・経営陣の指示により、マネロン等に関する社内管理態勢が構築され、社内検査が実行されているか。</li> <li>・例えば、次のような検証を行うことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓疑わしい取引の発生状況や社内検査の結果等がマネロン等担当役員に速やかに報告され、かつマネロン等担当役員から役員会等に報告される態勢となっているか。</li> <li>✓フロント部署との定期的な会合（連絡会、報告会等）の開催により、リスクの所在や評価が共有されているか。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;内部管理を担当する役員が不在の会社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理を担当する役員が不在の会社は、本協会「『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」第2条第1項第2号の要件に該当する使用人（責任者）を内部管理統括責任者に選任し、当該内部管理統括責任者が、マネロン等担当役員の代わりにマネロン等対策に係る責任を担う者とする。</li> <li>・マネロン等に関する検証や社内検査の結果等が内部管理統括責任者に速やかに報告され、かつ内部管理統括責任者から役員会等に報告される態勢となっているかを検証する。</li> </ul>
	【対応が期待される事項】	

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
6	a. 自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの把握の鍵となる主要な指標とは、例えば、発生した疑わしい取引を類型化して分析し、届出件数や金額が多い類型を指標とすることや、非居住者の取引件数を指標とすること、<b>また、相場操縦やインサイダー取引等の不正取引又はそれが疑われる取引の件数を指標とすること</b>が考えられる。</li> </ul>
7	b. 一定量の疑わしい取引の届出がある場合に、単に届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、部門・拠点間等の比較等を行って、自らのリスクの検証の実効性を向上させること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の属性や取引状況等のモニタリングの結果、リスクの高いと思われる顧客には属性フラグを立てることが考えられる。</li> <li>・例えば、犯収法第4条第2項に定める「厳格な取引時確認を行った顧客」口座や、それは該当しないが独自に高リスク顧客と判定した顧客口座に属性フラグを立てることが考えられる。</li> <li>・非居住者との取引を可能としている場合は、定期的に非居住者との取引件数・金額又は取引内容等を把握することが考えられる。</li> <li>・上記の確認の結果、特定の顧客又は特定の国・地域の居住者との取引が集中していないかを検証し、該当があった場合は当該取引内容を検証し、マネロン等の疑いがある場合は直ちに関係当局との連携を図ることや、社内規則等の見直しを行うことなどにより対応することが考えられる。</li> </ul> <p>(注) 後記「リスクの低減」（項番16）、リスク軽減後の残存リスク（項番57）の内容を含む。</p>
	II-2 (2) リスクの評価	
	【対応が求められる事項】	
8	① 前記「(1) リスクの特定」における【対応が求められる事項】と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記「(1) リスクの特定」（項番1から5）に同じ。</li> </ul>
9	② リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価の全社の方針には、例えば、以下の事項等を定めることが考えられる。</li> <li>✓ マネロン等主管部門に情報が集約する態勢を構築し、マネロン等主管部門がリスク評価を実施すること。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自社における経営の意思決定プロセスに応じて、リスク評価の承認・報告を行うこと。例えば、マネロン等主管部門が実施したリスク評価がマネロン等担当役員により承認され、マネロン等担当役員から役員会等に報告されるなどが考えられる。</li> <li>✓ リスク評価サイクルを少なくとも1年に1回以上とし、例えば、日証協がJAFICの「犯罪収益移転危険度調査書」の更新時に特定事業者作成書面参考様式の見直し（協会員通知発出）を行うタイミングにあわせて自社のリスク評価の見直しを実施すること。</li> <li>✓ また、重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した際には、マネロン等を管理する部署がリスク評価の随時の見直しを速やかに実施すること。</li> <li>・ リスク評価の具体的手法とは、例えば、以下の手法等が考えられる。</li> <li>✓ 日証協の特定事業者作成書面参考様式を基に自社のリスク項目とリスク評価について項目ごとに検証を行い、リスク項目に追加はないか、リスク評価に変更はないかを検討すること。</li> <li>✓ 各項目について、自社で行う当該取引の業務フロー及びリスク低減策の実効性（※）を勘案し、リスク評価を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※例外事項がある場合は、例外事項に対するリスク低減策を含む。当該取引を取扱わないと定めている場合にはリスク低減策の対応は不要であるが、例外的に受けることとしている場合には、個別に内部管理責任者（又は、<u>犯収法第11条第3項に定める「統括管理する者」</u>以下同じ。）の承認を得るなどの対応が必要になる。</li> </ul> </li> <li>✓ リスク評価には、例えば、以下の情報等を集約し、特定の顧客属性、国・地域、商品・サービスなどに取引が集中していないか傾向を分析し、該当があった場合は、当該リスク評価を見直すこと等が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「非居住者との取引件数」</li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>「疑わしい取引の届出件数」  「定期的な既存顧客のなりすまし調査の結果」  「業務監査、自店検査などの指摘事項」</p> <p><u>✓リスク評価の方法としては、例えばそれぞれの業務における固有リスクやそれに対する軽減策の数値化による有効性検証を行うことなども考えられる。</u></p> <p>(注) 後記「リスクの低減」(項番 16)、リスク軽減後の残存リスク(項番 57)の内容を含む。</p>
10	③ リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日証協の特定事業者作成書面参考様式を基に自社のリスク評価書を作成し、リスク軽減策を講じることなどが考えられる。</li> <li>・リスク評価の結果、リスクが高い項目について、業務フロー（例外対応も含む）や取引の制限、社内への周知徹底方法等を見直すなどのリスク低減策を講じる必要がないか検討することなどが考えられる。</li> <li>・後記Ⅱ-2（3）（項番 15 から 17）参照</li> </ul>
11	④ 定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価は、少なくとも1年に1回以上は見直しを行う必要がある。</li> <li>・自社において異なるリスク評価になると考えられる新しい取引サービス（インターネット取引やコールセンター取引の開始、引受業務やM&amp;A助言業務への参入、自己勘定取引の開始等）、取引商品の拡大（外国証券取引、デリバティブ取引の取扱開始等）や有価証券関連業以外の業務の開始を行った場合、営業地域を拡大した場合、犯収法の改正や新たな規制が導入された場合等に、定期的な見直し時期にかかわらず、随時の見直しを行う必要がある。</li> </ul>
12	⑤ リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、マネロン等主管部門が実施したリスク評価がマネロン等担当役員により承認され、マネロン等担当役員から役員会等に報告されるなどのプロセスが考えられ、自社における経営陣の意思決定プロセスに応じた承認・報告プロセスを定める必要があると考えられる。</li> <li>・なお、自社において内部管理を担当する取締役がない場合は、内部</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		管理統括責任者がマネロン等対策に係る責任を担う者に就任し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与することが考えられる。
	【対応が期待される事項】	
13	a. 前記「（１）リスクの特定」における【対応が期待される事項】と同様	・前記「（１）リスクの特定」（項番６、７）に同じ。
14	b. 自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、これを機動的に見直すこと	<p>&lt;総合証券、多地域展開、多サービス提供会社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが提供する商品の追加や新サービスの開始等の情報が、マネロン等主管部門に速やかに伝達され、マネロン等リスク評価を行いうる態勢となっていることが重要である。</li> <li>・有価証券の売買その他の取引等以外のサービスを提供している協会員においては、それぞれの業におけるマネロン等リスク評価を行いうる態勢となっていることが求められる。</li> </ul> <p>※例えば、非対面取引を新たに開始する場合のマネロン等リスク評価の実施など。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見える化」（リスク・マップ）とは、例えば、自社のリスク評価項目（非対面専用チャンネルでの取引、非居住者との取引、外国 PEPs との取引、イラン・北朝鮮との取引等）をグラフ化（縦軸をリスクの高低、横軸を発生頻度等とし、リスク評価項目をグラフ内にプロットする等）や、マトリックス表化（リスク評価項目を横軸に、リスクの高低と頻度を隣合わせに表示し、高低と頻度を掛け合わせた結果を表示する等）するなど自社のリスク評価結果が一見してわかる形で作成し、自社の役職員が容易に確認できるところに掲示することなどが考えられる。</li> </ul>
	Ⅱ－２（３）リスクの低減 Ⅱ－２（３）（i）リスク低減措置の意義	
	【対応が求められる事項】	

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
15	① 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記「（１）リスクの特定」（項番１から７）を踏まえ、特定事業者作成書面において特定した事項については、あらかじめリスク低減策を講じておくことが考えられる。（具体的には、犯収法 Q&amp;A Q63、特定事業者作成書面参照）</li> </ul>
16	② 個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク軽減策は一様ではなく、特にリスクが高い事項については、より厳格な手続きが求められる。</li> <li>・例えば、以下の a. ～j. のいずれかの事項を一切取扱わないと社内規程等において定めている場合にはリスク低減策の対応は不要であるが、例外的に受けることとしている場合には、よく内容を確認し、個別に内部管理責任者の承認を得て、当該内容を記録・保存を行うなどの対応が考えられる。犯収法 Q&amp;A Q65、66 参照）</li> <li>・特定事業者作成書面で特定した類型ごとにリスク低減策を設けることは必要であるが、そのみならず顧客口座ごとにリスク評価を実施し、それに基づきリスク低減措置を実施することが考えられる。</li> <li>・顧客口座ごとの個別のリスク評価は、少なくとも３段階評価（High、Medium、Low）を行うことが有用と考えられる。</li> <li>・例えば、以下の事項については、各項目の※に記載したようなリスク低減策を講じることが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 仮名・借名取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>※相続以外の理由による本人名義以外からの振込や本人名義以外への送金を可能としている場合は、今後のサービス継続の要否を検討する。サービスを継続する場合は、マネロン等を防止するために必要な対策（他人名義から又は他人名義への振込を行う理由の聴取、内部管理責任者の承認及びその記録・保存等）講じる。</li> </ul> </li> <li>b. 非対面取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>※口座開設時の追加的本人確認措置の実施やなりすまし調査（<u>以下の✓参照携帯電話番号やメールアドレスの一致口座調査等</u>）の実</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓<u>携帯電話番号やメールアドレスの一致口座調査</u></li> <li>✓<u>インターネットの利用頻度が低いと思われる属性（例、80歳以上）の顧客への定期的な連絡</u></li> <li>✓<u>取引開始前又は直後の電話による連絡</u></li> <li>✓<u>携帯電話番号の変更時の確認</u> 等</li> </ul> <p>※口座開設直後に登録電話番号やメールアドレスの変更を行った顧客の抽出し合理的理由の有無を確認する。</p> <p>c. <u>現金取引（現金による受払いを伴う取引）</u></p> <p>※店頭や顧客の自宅その他での現金や小切手の受入を可能としている場合は、今後のサービス継続の要否を検討する。サービスを継続する場合は、マネロン等を防止するために必要な対策（入金経路の確認、一定額を超える現金の受払いに際して取引時確認の実施等）を講じる。</p> <p>※留意すべき現金取引には、店頭での現金受け渡しだけでなく、<u>店頭設置の</u>ATMからの入<u>出</u>金も含まれる。</p> <p>d. 反社会的勢力との取引</p> <p>※新規口座開設時における口座開設申込者等について反社照会システムへの照会を行い、該当する場合は取引を謝絶する態勢となっているか確認する。</p> <p>※<u>反社反社会的勢力</u>と判明している口座の取引の凍結、反社会的勢力の該当性についてスクリーニングを実施する。</p> <p>e. 非居住者との取引</p> <p>※相続、ストックオプションの権利行使等により例外的に取引を行う場合は、取引を行う理由の確認及びその結果の記録を行い、必要に応じて追加的本人確認措置を実施する。</p> <p>f. 外国 PEPs との取引</p>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>※外国 PEPs との取引を明確に禁止していない場合は、該当性についてスクリーニングを実施した上で、外国 PEPs の属性フラグを設ける、又は外国 PEPs 口座の一覧を定期的に作成する等して管理する。</p> <p>g. 実質的支配者が不透明な法人との取引</p> <p>※実質的支配者が不透明な理由を確認し、取引継続の可否を検討の上、詳細な実質的支配者確認を実施する。</p> <p>※また、法人の登記事項証明書の取り寄せ、実地訪問、取引担当者への架電などを行うことにより実質的支配者の特定に努める態勢となっているか確認する。</p> <p>※実質的支配者が不透明な法人との取引について、改正犯罪収益移転防止法前の法人口座で実質的支配者の確認ができていない口座については、代表者の変更の際に実質的支配者を確認するなどの手続きを導入することが考えられる。</p> <p>h. 写真付きでない身分証を用いる顧客との取引</p> <p>※来店にもかかわらず、写真付きでない身分証を用いる顧客については、その理由を確認するとともに、以下のいずれかの方法を行う対応となっているかの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2 種類の本人確認書類の提示を受ける。</li> <li>✓ 健康保険証等の提示と他の本人確認書類の写し又は補完書類を受入れる。</li> <li>✓ 健康保険証等の提示又は写しの送付と、取引関係文書を転送不要郵便等で送付する。</li> </ul> <p>i. 要注意国・地域、マネロン等対策改善継続国居住者との取引</p> <p>※取引を行うことを可とするかを慎重に検討し、取引を可能とする場合には、よく内容を確認し、内部管理責任者による承認と、その記録・保存を行う。</p> <p>j. イラン・北朝鮮居住者との取引</p>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>※非居住者について、顧客がイラン・北朝鮮に居住・所在するものでないか確認を行い、原則として両国の居住者だけでなく、その疑いのある者とも取引は行わない。</p> <p>k. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品仲介業者（事業者仲介）との契約</li> <li>※金融商品仲介業者に委託する取引時確認の業務について、自社と同等の水準で行う契約を締結し、定期的に当該業務の状況モニタリング及び検査する。</li> <li>・マネロン等を企図する者は、マネロン等対応が弱い協会員を狙って取引を行うものと考えられるため、自社の規模によらず、マネロン等対策を講じる必要があることに留意が必要。</li> </ul>
17	③ 本ガイドライン記載事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本書に記載された軽減策の実施例を参考とすること。</li> </ul>
	II-2 (3) (ii) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	
	【対応が求められる事項】	
18	① 自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針を定めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記（3）（i）①及び②（項番 15、16）の考え方を参考に、リスクが高いと判断される顧客についての受入れ方針を設けるものとする。</li> <li>・受入れ方針について自社の役職員が容易に確認できるよう、社内規則への規定、イントラネットへの登録、研修の実施等を行う。</li> <li>・必要に応じて顧客向けの取引約款への記載、サービス説明冊子等に明記することを検討する。</li> </ul>
19	② 前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記（3）（i）①及び②（項番 15、16）の考え方に記した軽減策の実施例を参考に、自社の規模・特性・業容を勘案して、方針を具体的に作成する。</li> <li>・例外的にリスクの高い取引を行う場合は、顧客カードに必要な項目に</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>とどまらず、できる限り精緻な情報収集に努める（例、職業は、犯収法上の職業（会社員、公務員等）ではなく、細目（上場会社役員、非上場会社従業員等）や、所属部署・肩書まで確認する、会社経営者又は会社幹部である場合には、当該会社の風評を新聞検索等により確認する等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、当該対象顧客の預り金又は金融資産が一定規模（●億円以上）の場合には、当該顧客の経歴を聴取するほか、経歴に不審な点がないか氏名を新聞検索等により確認することが考えられる。その際、上記①（項番 18）においてリスクが高いと分類した経歴 <u>（※）</u> である場合には、継続的な取引モニタリングの対象とすることが考えられる。 <u>※例えば、実在しない（確認できない）会社名や部署名、大学の学部等を届け出る顧客や、過去に外国 PEP s に該当した顧客等</u></li> <li>・取引開始時点の確認のポイントとして、例えば、次の項目についての留意事項を定めておくことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓顧客の不審な言動等の確認と報告</li> <li>✓遠隔地顧客との取引制限（顧客住所と取引店の距離等による制限）</li> <li>✓社内及び店内での複数口座開設に関する制限</li> <li>✓本人確認書類の限定（特に写真付きではない場合）</li> <li>✓口座開設以降、長期間取引が行われない口座の取引制限</li> <li>✓特定の顧客属性に対する取引制限</li> <li>✓特定の職業区分に対する留意事項</li> <li>✓実質的支配者の顧客申告に疑義がある場合の対応</li> <li>✓外国 PEP s に該当した場合の対応</li> <li>✓顧客口座への入金経路又は原資の把握</li> <li>✓顧客の資産の状況</li> <li>✓法人顧客の事業内容に対する留意事項</li> <li>✓取引の種類に関する留意事項</li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>✓顧客の住居又は所在地に赴く確認に関する事項</p> <p>&lt;リスクの高い取引&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非対面取引について、例えば、新規口座開設時に通常の取引時確認に加えて、追加的本人確認措置を実施し、定期的に「なりすまし」防止調査を行う方針とすることなどが考えられる。</li> <li>・現金取引 <u>（現金の受払いを伴う取引）</u> について、例えば、原則行わないこととし、例外的に現金取引を行う場合は、内部管理責任者と協議の上、本人確認書類の提示を顧客に求めた上で取り扱う方針とすることなどが考えられる。</li> <li>・非居住者との取引について、例えば、非居住者からの口座開設は原則として受け付けないこととし、例外的に相続手続きに際し相続人が非居住者である場合に限り口座開設を認めること、顧客が海外転勤等で非居住者になる場合は取引停止など制限を設けることを方針とすることなどが考えられる。</li> <li>・非居住者の常任代理人との取引を認める場合には、マネロン等リスクの観点から、常任代理人の設置や取引について合理的理由があるかを確認の上、受入れの可否を判断する方針とすることなどが考えられる。</li> <li>・顧客が外国 PEPs に該当することが判明した場合には、取引保留の手続きを行い、取引の申し出があった都度、内部管理責任者の承認を要する方針とすることなどが考えられる。</li> <li>・<u>例えば、外国 PEPs 等の高リスク取引を行う顧客に対して「資産及び収入の状況を確認できる書類を当社から要請された場合には、速やかに当該書類を提出すること」等の同意書を受け入れることが考えられる。</u></li> <li>・実質的支配者が不透明な法人との取引については、実質的支配者の確認は国際的な議論において重視されている状況を踏まえ、例えば、実質的支配者が不透明な点が解消できない場合や顧客が実質的支配者の</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>確認を拒む場合には、口座開設を受け付けない方針とすることなどが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JAFIC の「犯罪収益移転危険度調査書」において注意を要するとされた国・地域又はマネロン等対策改善継続国・地域に居住し又は所在する顧客と行う取引について、例えば、原則として取引しないこととし、新規口座開設時や届出事項の変更時には、顧客が当該国・地域に居住又は所在していないかどうか確認する方針とすることなどが考えられる。</li> <li>・ イラン・北朝鮮に居住し又は所在する顧客と行う取引について、例えば、原則として取引しないこととし、新規口座開設時や届出事項の変更時には、顧客がイラン・北朝鮮に居住又は所在していないかどうか確認する方針とすることなどが考えられる。</li> </ul>
20	<p>③ 顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質的支配者を申告により確認した場合において、自社の知識・経験及びデータベース等と照合して合理的でないと考えられるとき <u>（※）</u> には、書類の提出を求めることが考えられる。 <u>※例えば、自社で株主名簿や株式譲受契約書、確定申告書（同族会社等の判定に関する明細書）等を別途入手していた場合において、当該書類との不一致等</u></li> <li>・ 上記の場合において、書類の提出がない場合には、当該実質的支配者の実在性を確認するため、新聞検索の実施や、居住地への訪問を行うことが考えられる。</li> <li>・ 資本関係が複雑な場合や合理的でないと考えられる場合には、資本関係や実質的支配者との関係性がわかるスキーム図等の提出を求めること等の運用も考えられる。</li> <li>・ 上記の対応を行ってなお、実質的支配者の真正性が顧客の申告による他確認できない場合には、継続的な取引モニタリングの対象とすることが考えられる。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪収益移転防止法施行以前の法人口座について、実質的支配者が未確認になっている口座があるが、法人名称変更、住所変更、代表者変更等に際して実質的支配者の確認を行い、未確認の状態を解消する必要があることに留意する。</li> </ul>
21	<p>④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日証協を通じて財務省又は金融庁から公表される制裁リストについて、通知されたとき及び定期的に（少なくとも年に1回以上）顧客リストと照合する。</li> <li>・ <u>各社の規模・業容・特性に応じて、例えば、取引フィルタリングシステムを用いるなど実効性のある方法で適宜実施することが考えられる。</u></li> <li>・ 実質的支配者について制裁リストとの照合が可能なデータベースとなっているかを検証し、なっていない場合はシステム改修する、別途一覧表を作成する等対応を実施する。</li> <li>・ 制裁リストに該当した場合には、速やかに取引停止をし、当局に疑わしい取引の届出を行う。</li> <li>・ 海外展開するグループや、非居住者との取引を行う会社は、財務省の制裁者リストのみならず、OFAC等海外当局の公表するリストと照合することが考えられる。</li> </ul>
22	<p>⑤ 信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、金融機関等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信頼できるデータベースとは、反社会的勢力の確認は反社照会システム、外国PEPsについては情報ベンダーが提供するシステムが考えられる。</li> <li>・ リスクが高い顧客を的確に検知するためには、外部ベンダーの提供するネガティブニュースと顧客との照合を適宜行い、該当顧客がある場合は、ヒットしたネガティブニュースの内容に応じて、当該顧客のリスク評価変更の措置をとるなど、実効性のある措置を実行することも考えられる。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>＜データベースを利用しない会社の対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国 PEPs について情報ベンダーが提供するシステムを活用していない場合は、外国 PEPs の太宗を占める非居住者取引を受付ける場合（相続の場合等）、取引時は対面で行う（非対面取引は制限する）こととし、以下のいずれか又は両方を併せて行うことにより外国 PEPs の該否を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客等に申告を求める方法</li> <li>✓ インターネット等の公刊情報を活用して確認する方法</li> </ul> </li> </ul>
23	<p>⑥ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含むより厳格な顧客管理（EDD）を実施すること</p> <p>イ. 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること</p> <p>ロ. 当該顧客との取引の実施等につき、上級管理職の承認を得ること</p> <p>ハ. リスクに応じて、当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ること</p> <p>ニ. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①から⑤（項番 18 から 22）の結果、マネロン等リスクが高い又は継続的なモニタリングの対象にすると判断した顧客について、顧客属性にフラグを立てる等の措置を検討し実施する。</li> <li>・当該顧客については、左記イからニの措置を実施する。</li> <li>・また、<u>国内居住者において</u>（税法上の経過措置期間の経過後においても）<u>正当な理由なく</u>個人番号の提供を拒む口座については、一定額以上（自社で通常行われる取引の金額に比して一定程度高額な金額を設定する）の出金については、顧客への面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求めることも考えられる。（この場合、敷居値未満の出金であっても継続して行われるものについては同様に扱う<u>ものとすこと</u>が考えられる。）</li> <li>・上記顧客が存在する場合には、携帯電話番号、住所、IP アドレスの突合などを通じて同じ顧客がいないか確認する。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
24	<p>⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を緩和するなどの簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること（注1）（注2）</p> <p>（注1）この場合にあっても、金融機関等が我が国及び当該取引に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。</p> <p>（注2）FATF、BCBS 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業者作成書面においてリスク低となる取引顧客に対して法令の義務を超えて一律に厳格な顧客管理を実施することがないよう留意する。</li> </ul>
25	<p>⑧ 後記「(v) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること</p> <p>イ. 取引類型や顧客類型等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p> <p>ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること</p> <p>ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること</p> <p>ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施し、かつ確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後記Ⅱ - 2（3）（v）（項番 31 から 37）参照。</li> <li>・左記イからニを含む、継続的な顧客管理の方針については、例えば、犯収法 Q&amp;A Q54【既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止】、犯収法 Q&amp;A Q55【既存口座の「なりすまし」調査について】を参考になりすまし調査を行うことが考えられる。</li> <li>・その他、各社の規模・業容・特性に応じて、顧客リスクの程度に応じて定期的な顧客情報確認を行うことが考えられる。</li> <li>・例えば、次のような対応を行うことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 定期的な顧客情報の確認（いわゆるローリング・レビュー）について、個別の顧客のリスク評価に応じて定めた一定期間経過後に顧客情報を再確認するものとする。法人の場合は代表者の変更や実質的支配者の変更がないかなどを確認するものとする。</li> <li>✓ 一定期間とは、例えば、High リスクで6か月～1年に1回、Medium リスクで2年に1回、Low リスクで3年に1回等の期間が考えられる。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>✓ 法人の実質的支配者変更による顧客属性の変化の確認</u></p> <p><u>✓ 自社が保有する反社会的勢力データベースとの定期的な照合</u></p>
26	<p>⑨ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定め</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、既存顧客について、マネロン等リスクがあると考える顧客に</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
	<p>る適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること</p> <p>その際、マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと</p>	<p>は面談の実施や追加的本人確認書類の提出を求め、合理的ではない理由により提供を拒絶する場合には、<u>必要な確認ができるまでの間</u>、取引を停止（<u>取引の一部停止や制限を加えることを含む</u>）することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なりすましの可能性がある場合には、継続して取引をモニタリングするとともに、追加的本人確認措置を行うものとする。</li> <li>・法人顧客について、法人番号の提供がある場合であっても、法人の実在性（業務実態）に不審な点があれば、登記事項証明書の取り寄せ、実地訪問、取引担当者への架電などを行うことにより、実在性（業務実態）を確認する。</li> </ul>
	【対応が期待される事項】	
27	<p>a. 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、顧客ごとに、リスクの高低を客観的に示す指標（顧客リスク格付）を導入し、これを随時見直していくこと</p>	<p>&lt;地域・取引等の特性を踏まえた対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非対面取引、写真付きでない本人確認書類、頻繁な入出金のある口座、など相対的にマネロン等リスクが高いと考えられる口座については、フラグを付し、継続的なモニタリングの対象とすることが考えられる。</li> <li>・例えば、非居住者や外国 PEPs に該当する顧客にフラグを付して管理することが考えられる。</li> </ul>
28	<p>b. 顧客の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際し、例えば、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点が不在の場合における実地調査等、追加的な措置を講ずること</p>	<p>&lt;地域・取引等の特性を踏まえた対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人顧客について、法人番号の提供がある場合であっても、法人の実在性に不審な点があれば、登記事項証明書の取得等に加え、実地訪問、取引担当者への架電などを行うことにより、実在性を確認する。</li> </ul>
	II-2 (3) (iii) 取引モニタリング・フィルタリング	
	【対応が求められる事項】	
29	<p>① 取引類型に係る自らのリスク評価も踏まえながら、個々の取引について、異常取引や制裁対象取引を検知するために適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 II-2 (2) リスクの評価（項番 8、9）を踏まえ、取引モニタリング・取引フィルタリングを実施する。</li> </ul> <p>[取引モニタリング]</p>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引モニタリングに際しては、抽出基準や判断基準を設定し、自社にとっての異常取引を適切かつ継続的に把握できるよう留意する。</li> <li>・「疑わしい取引の届出」に係る参考事例及び「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」について（平成20年2月26日）に基づいてモニタリングを行うことが考えられる。</li> <li>・自社の業容等を勘案し、上記の中でも自社にとってのリスクが高いと考えられる事例については、より詳細な確認を行うことが考えられる。</li> <li>✓非対面取引の場合：多数の口座を保有していることが判明した顧客の取引</li> <li>✓対面取引の場合：通常は取引がないにもかかわらず、突如 多額の投資が行われる口座</li> <li>・顧客カードの金融資産と比較して取引金額が異常に大きい場合や、月次の取引金額が顧客の過去の取引と比較して異常に大きい場合などを系統的にアラートとして抽出し、当該顧客に接している営業社員や、当該顧客自身に理由を確認することが考えられる。</li> </ul> <p>[取引フィルタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引フィルタリングに際しては、当局及び外国当局が指定する制裁対象取引（財務省 <a href="http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html">http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html</a>）を適切かつ継続的に把握することに留意する。</li> </ul>
	II-2 (3) (iv) 記録の保存	
	【対応が求められる事項】	

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
30	<p>① 本人確認資料等の証跡のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なマネロン等対策の実施に必要な記録としては、左記（本人確認資料等の証跡及び顧客との取引・照会等の記録）以外に以下の例が考えられる。</li> <li>✓取引時確認の不備を理由とする口座開設や送金取引等謝絶件数</li> <li>✓当局から求められた場合に CDD 情報（顧客ファイル等）を提示した際の依頼日時及び提出日時</li> <li>✓潜在的な疑わしい取引の検知から提出までに要した時間、届出に当たって社内で協議した内容・判断要素</li> <li>※記録の保存方法は電磁的記録でもよいが、当局からデータの提出を求められたときに速やかに提出ができる形式で整理・管理しておくことが望ましい。</li> <li>※犯収法において取引記録は取引終了後 7 年間の保存義務が課されていることに留意する。</li> </ul>
	<p>II-2 (3) (v) 疑わしい取引の届出</p>	
	<p>【対応が求められる事項】</p>	
31	<p>① 顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備し、法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業員は取引注文を受けるに際し、顧客の属性、取引時の状況、各社で把握している当該顧客の情報を総合的に勘案し、当該取引内容が不自然ではないかという目線で確認する。</li> <li>※取引時の状況とは、例えば、顧客の態様、取引の内容・頻度・目的等のこと。</li> <li>・営業店の店頭における一見顧客との取引やコールセンターでの電話による受注などに際して、自社の顧客カード等に記録されたどの情報を確認すれば、当該取引内容が不自然ではないかが確認できる等のチェックシートや FAQ などを作成して使用することが考えられる。</li> <li>・想定外の疑わしい取引が発生した場合、直ちにマネロン等担当部署に報告がされ、担当部署から全営業店に速やかに周知される態勢を構築する必要がある。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
32	② 金融機関等の業務内容に応じて、IT システムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析する態勢を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疑わしい取引の該当性を判断するにあたり、自社の IT システムやマニュアル活用する態勢となっているか確認する。</li> </ul> <p>&lt;IT システムを利用しない協会の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疑わしい取引の該当性を判断するにあたり、例えば、直近の「疑わしい取引の届出」の内容を分析することにより、モニタリングのシナリオ及び敷居値を適宜見直すことが考えられる。なお、当該検知・監視・分析について適切に行われるべく業務マニュアルに記載するなどし、漏れが発生しない態勢を構築すること。</li> </ul>
33	③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、取引に係る国・地域、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること	<p>&lt;地域・取引等の特性に応じた対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疑わしい取引の該当性を判断するにあたり、下記※の事情を考慮する業務フローになっているか確認する。</li> </ul> <p>※国によるリスク評価の結果（JAFIC の「犯罪収益移転危険度調査書」によるもの）を反映した取引に係る国・地域、外国 PEPs の該当性、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他</p>
34	④ 既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引を受注する営業員及びコールセンターのオペレーターに、例えば、下記※の事項を徹底することなどが考えられる。</li> </ul> <p>※担当する既存顧客の場合は、取引量の急激な拡大、突然の代理人の設定、海外への転出（出国先に留意し、取引継続の可否を検討）、不自然な売却出金等</p> <p>※他の担当者の顧客の場合は、顧客カード等の情報を十分に確認し、なりすましではないかの確認、不審な言動、多額の入出金等</p> <p>※一見取引（ある取引のみを行い、その後の継続的な取引を行う意思がない、又は見込めないものをいう。）を行う顧客の場合は、自社又は当店で取引をする理由が不明瞭、本人確認書類の記載と年齢性別等が不一致の疑い、多額の取引の申出等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一見取引を行う顧客の中で、次のような場合は疑わしい取引について</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>留意が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓当社からの勧誘でなく、他社から有価証券を移管し、売却のみ行い出金する場合（当社のみが取り扱う公開買い付けへの応募の場合は除く）</li> <li>✓顧客からの紹介等もなく、突然来店し多額の買付を行うが、短期間で売却する場合や他社に移管する場合</li> <li>✓自分では投資判断をせず、第三者からの指示で取引を行っていると思われる場合</li> </ul>
35	⑤ 疑わしい取引に該当すると判断した場合には、疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「疑わしい取引の届出」の担当部署が社内に周知されていることが必要である。</li> <li>・疑わしい取引の疑義がある場合の対応方法等が周知されていること。</li> <li>・疑わしい取引に該当する又はその疑義があると認識した場合、直ちに（原則当日中）担当部署に報告される態勢になっているか確認する。</li> <li>・担当部署では、できる限り迅速に「疑わしい取引」の該当性を判断し、該当すると判断したときは直ちに当局に届出ること。</li> </ul>
36	⑥ 実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに「疑わしい取引の届出」を行った取引について、従来定めていたリスク評価及び低減措置が有効に機能しているかを検証する。</li> <li>・必要に応じてより厳格な評価及び措置に変更する等の対応を行う。</li> <li>・定期的に「疑わしい取引の届出」の実績及び内容を確認し、上記検証・変更対応を実施する。</li> </ul>
37	⑦ 疑わしい取引の届出を複数回行うなど、疑わしい取引を契機にリスクが高いと判断した顧客について、当該リスクに見合った低減措置を適切に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「疑わしい取引の届出」をした顧客にフラグを立て、リスクレベルに従って、取引を監視する、追加的本人確認措置等のリスク低減措置を講ずる、取引に制限をかける等の対応を継続的に行うことが考えられる。</li> <li>・上記フラグは検索、抽出可能なものとするのが考えられる。</li> <li>・例えば、疑わしい取引と判断された顧客（例：社長）の関係者（例：当該会社）が取引を行う場合、その者に対してリスク低減措置を実施</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>することは有用である。</p>
	<p>Ⅱ－２（３）（vi） IT システムの活用</p>	
	<p>【対応が求められる事項】</p>	
<p>38</p>	<p>① 自らの業務規模・特性等に応じた IT システムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑦の事項を実施すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の業務規模・特性等に照らし、上記Ⅱ－２（３）（ii）から（v）（項番 18 から 37）において求められる「顧客管理（CDD）」、「取引モニタリング・フィルタリング」、「記録の保存」及び「疑わしい取引の届出」等について、手作業（簡易な表計算ソフトによる作業を含む）では適切に遂行することが困難であると判断する場合には、IT システムの導入を図ることが考えられる。</li> <li>・その場合、例えば、以下の a)顧客属性管理、b)取引管理、c)入出金管理の観点から、自社に必要なシステム対応を図ることが有益であると考えられる。</li> <li>・a)顧客属性管理は、本人確認記録が検証可能な状態で適切に登録・保存される体制となっているか。例えば、不備項目がある場合に容易に検知、抽出できるかを確認する。</li> <li>・また、非居住者口座に対して自社が定める取引制限（新規買付禁止等）を適切に実施できるか、又それが実行されているかの点検が可能となっているかを確認する。</li> <li>・b)取引管理は、上記の属性不備口座や取引制限口座の取引が停止又は管理者に通知される体制となっているかを確認する。</li> <li>・また、停止又は通知された取引が容易に抽出でき、検証できる体制となっているかを確認する。</li> <li>・c)入出金管理は、反社会的勢力に該当すると考えられる顧客の口座、<b>不芳顧客不審な顧客（金融犯罪に関与していることが疑われる顧客等）</b>の口座、申告資産（※）を超える入金があった口座、短期間で繰り返し入出金する口座、取引を伴わない大量の現金を入出金する口座、過</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>去1年間の取引平均値に比べて過剰な取引があった口座、異住所でEメールアドレス又は電話番号が同じ顧客のうち取引が発生した顧客の口座などが容易に検知できる体制となっているかを確認する。</p> <p>※<u>協会の投資勧誘、顧客管理等に関する</u>規則第5条第1項第6号の資産の状況に記載のあった申告資産</p> <p>&lt;ITシステム導入済み会社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在使用しているシステムを確認した結果、適切な業務遂行のためには不十分であると認識した場合は、ITシステム担当者と連携し、速やかに改修が可能かを検討する。当該改修について直ちに対応することが困難である場合は、次善の策（担当者の手作業による日々の管理等）を講じる。</li> <li>・情報ベンダー等から提供されるシステムを使用している場合において、システムを確認した結果が不十分であると認識した場合は、当該情報ベンダー等と対話し、システム改修の申入れや次善の策の検討等を行う。</li> <li>・また、これらのシステムの利用に係る業務マニュアルが整備されているか確認し、整備されていない場合には速やかに対応する。</li> </ul> <p>&lt;ITシステムを導入意向の会社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITシステム担当者と（必要に応じて情報ベンダーとも）連携の上、速やかに自社システムを導入又はアウトソーシングによる共同化システムを導入できるよう計画し、その計画内容を確認する。</li> <li>・また、これらのシステムに係る業務マニュアルも速やかに整備する。</li> </ul> <p>&lt;ITシステムを利用しない会社の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等対策の有効性の確認等が適時適切に行われるため、人的対</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>応による確認方法を明記した業務マニュアルが整備されているか確認する。その確認の結果、不十分であると認識した場合には、速やかに業務マニュアルの改訂を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• また、部分的に IT システムを利用する会社は、システム化する業務と非システム化の業務を業務マニュアルにおいて明記する。</li> </ul>
39	<p>② 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定するなど、自らの IT システムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• a) 顧客属性管理、b) 取引管理、c) 入出金管理に抽出基準を設定しているか、当該基準により抽出が可能かの確認について、自らの業務規模・特性等に応じて、IT システムを利用せず手作業による管理が可能かどうかを踏まえて、システム化の要否又は改修を検討する。当該基準を設置していない場合や抽出が困難な場合は対応を検討する。</li> <li>• 不備項目等の検索が可能な二次加工データの作成等により、マネロン等を検知する場合は、その運用ができるか確認する。</li> <li>• 上記①（項番 38）の IT システム導入の会社区分に応じた対応を検討する。</li> </ul>
40	<p>③ 自らが導入しているマネロン・テロ資金供与対策に係る IT システムの設計・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ IT システムやその設計・運用等について改善を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自らが導入しているマネロン等対策に係る設計・運用（抽出データ及び検索が可能な二次加工データの作成等を含む。）等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ、その設計・運用等について改善を図る。</li> <li>• 自社の業務マニュアルにおいて、項目①、②、④、⑦（項番 38、39、41、44）に係るシステムの適切性について定期的に検証するものとなっているか確認する。当該業務マニュアルがない場合には、その検証を行うための整備を実施する。</li> <li>• 情報ベンダー等から提供されているシステムを使用している場合において、当該ベンダー等と対話し、機能の改善等を求める、又は必要となる検証方法について相談を行う。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
41	④ 取引の特徴（業種・地域等）や抽出基準（シナリオ・敷居値等）別の検知件数・疑わしい取引の届出件数等について分析を行い、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえながら、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引の特徴や抽出基準別の検知件数や「疑わしい取引の届出」の内容等の定期的な分析について、自らの業務規模・特性等に応じて、ITシステムを利用しない手作業による管理が現実的であるかどうかを踏まえて、システム化又は改修の要否を検討し、シナリオや抽出基準の設定及び見直しを行う。</li> <li>・上記①（項番38）のITシステム導入の会社区分に応じた対応を検討する。</li> <li>・なお、抽出基準に該当する取引がシステムでの抽出が可能かどうかを検証し、システム抽出が可能と判断される場合は、システムへの設定について検討する。</li> </ul>
42	⑤ 取引フィルタリングシステムについては、送金先や輸出入品目等についての制裁リストが最新のものとなっているか検証するなど、的確な運用を図ること	項番 21 参照
43	⑥ 内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、IT システムの有効性を検証すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じて、自社のマネロン等対策の有効性を検証する。</li> <li>・必ずしもシステム監査に係る内部監査と外部監査の両方を行う必要はないが、業務の規模や内容に応じて、内部監査と外部監査のいずれか一方を実施するべきか、あるいはその双方を実施するべきか検討する。</li> <li>・内部監査で行う場合は IT システムに精通した人材が配置されているかを検証する。</li> <li>・情報ベンダー等から提供されるシステム（共同システムを含む）を使用している場合において、システムを確認した結果が不十分であると認識した場合は、当該情報ベンダー等と対話し、内部監査等を行った結果について当該ベンダーに提言の上アクションプランの作成等を求めるなど、システム改修の申し入れや次善の策の検討等を行う。</li> <li>・また、これらのシステムの利用に係る業務マニュアルが整備されているか確認し、整備されていない場合には速やかに対応する。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
44	<p>⑦ 他の金融機関等と共通の委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、当該分析結果を反映した委託業務の実施状況の検証、必要に応じた独自の追加的対応の検討等を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の金融機関等と共通の委託先に外部委託する場合やグループ会社と共同システムを利用する場合は、当該システムの a) 顧客属性管理、b) 取引管理、c) 入出金管理の仕様・運用状況が、自社の取引の特徴やそれに伴うリスク等に即したものとなっているかを検証する</li> <li>・当該検証の結果、上記①（項番 38）の適切な業務遂行のためには不十分であると認識した場合は、IT システム担当者と連携し、グループ全体又は自社におけるカスタマイズが可能かについて速やかに検討する。IT システムをカスタマイズすることが直ちに困難である場合は、次善の策（担当者の手作業による日々の管理等）を講じる。</li> </ul>
	II-2 (3) (vii) データ管理（データ・ガバナンス）	
	【対応が求められる事項】	
45	<p>① 確認記録・取引記録等について正確に記録するほか、IT システムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認資料等の証跡及び顧客との取引・照会等の記録、マネロン等に関する審査やモニタリングの結果が正確に記録され、分析可能な形で整理するなどデータの適切な管理が行われているかの確認について、自らの業務規模・特性等に応じて、IT システムを利用しない手作業による管理が現実的であるかどうかを踏まえて、システム化又は改修の要否を検討する。</li> <li>・II-2 (3) (vi) ①（項番 38）の IT システム導入の会社区分に応じた対応を検討する。</li> </ul>
46	<p>② 確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる態勢としておくこと</p> <p>イ. 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性別等の内訳）</p> <p>ロ. 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況</p> <p>ハ. マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な左記イ、ロ、ハの事項や次の例示（II-2 (3) (iv) ①（項番 30）参照）がマネロン等主管部門により記録、保存され、分析可能な形で整理するなど適切な管理が行われ、必要に応じて当局等に提出できる態勢となっているかの確認について、自らの業務規模・特性等に応じて、IT システムを利用しない手作業による管理が現実的であるかどうかを踏まえて、システム化又は改修の要否を検討する。</li> </ul> <p>（例）</p>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
	必要に応じた経営陣の議論の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引時確認の不備を理由とする口座開設や送金取引等謝絶件数</li> <li>・当局から求められた場合に CDD 情報（顧客ファイル等）を提示した際の依頼日時及び提出日時</li> <li>・潜在的な疑わしい取引の検知から提出までに要した時間、届出に当たって社内で協議した内容・判断要素</li> <li>・他の部署において上記確認内容が記録、保存されている場合は、マネロン等主管部門への集約について検討する。</li> <li>・Ⅱ－２（３）（vi）①（項番 38）の IT システム導入の会社区分に依じた対応を検討する。</li> </ul>
	Ⅱ－２（４）海外送金等を行う場合の留意点	
	【対応が求められる事項】	
47	① 海外送金等をマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクベース・アプローチに基づく必要な措置を講ずること	<p>・海外送金等の業務は金融商品取引業には該当しないが、金融商品取引業によらず、送金業務を行う（送金業務を行う金融機関から事務委託を受ける場合及び当該金融機関に事務委託（送金指示）を行う場合を含む）会員においては、当該業務に係る法令及び監督指針、並びに当該業務に関する業界団体による指針等を踏まえて、必要な措置を講ずること。</p> <p>・<del>自社において、以下の取引を可能としているかを確認する。</del></p> <p>✓<del>売却代金等を外国にある銀行口座（国内銀行の海外支店を含む）へ送金指示する取引</del></p> <p>✓<del>売却代金等を国内にある銀行口座（外国銀行の国内支店を含む）へ外貨建てで送金指示する取引</del></p> <p>＜海外送金を認める社の対応＞</p> <p>・<del>海外送金を認める場合、以下の事項を確認・検証し、改善すべき事項があれば必要な措置を講ずる。</del></p> <p>✓<del>同一名義人口座以外への海外送金等の取引が行えない態勢となつて</del></p>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p><del>いるか。（送金先口座名義が通名や旧姓であるなど口座名義が同一でない場合は、内部管理責任者が同一人であることを確認するなどの態勢になっているか）</del></p> <p><del>✓JAFICの「犯罪収益移転危険度調査書」で高リスク国、及び注意を要する国と指定されている国・地域、並びにFATFの「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」に関する文書でマネロン等対策に戦略上の欠陥を有し改善継続中の国・地域の居住者との取引が営業員限りでは行えない態勢となっているか（内部管理責任者等による承認を得ることとしているか）。</del></p> <p><del>✓受付時に送金目的等を確認し、顧客が海外勤務等で非居住者になることが判明した場合は、自社の非居住者取引の手續に則り、例えば、取引停止の措置を実施するなどの措置を行う態勢となっているか。</del></p> <p><del>✓上記確認事項等が社内規則等に文書化され、受付時に疑わしい点が発見された場合には、マネロン等対策を統括管理する部署へ報告し判断を仰ぐなどの態勢となっているか。</del></p> <p><del>✓マネロン等対策に関する国際機関（FATF）や外国当局の情報の定期的な収集の有無（財務省及び金融庁から提供される情報を有効に活用しているか）</del></p>
48	<p>② 海外送金等のリスクを送金先等の金融機関等が認識できるよう、仕向・中継金融機関等が、送金人及び受取人の情報を国際的な標準も踏まえて中継・被仕向金融機関等に伝達し、当該金融機関等は、こうした情報が欠落している場合等にリスクに応じた措置を講ずることを検討すること</p>	<p>&lt;対象外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社が仕向・中継金融機関等になることはなく、証券会社の口座に被仕向送金が直接入金されることもないので、当該項目は対象外。（実務的には、証券会社が海外送金等の業務を委託している銀行の証券会社名義の口座から被仕向銀行の顧客名義口座へ入金するなどの手續を行うため、該当しない。）</li> </ul>
49	<p>③ 自ら海外送金等を行うためにコルレス契約を締結する場合には、犯収法第9条、第11条及び同法施行規則第28条、第32条に掲げる措置を実施するほか、コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク</p>	<p>&lt;対象外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社が自らコルレス契約を締結することはないので、当該項目は対象外。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
	管理態勢を確認するための態勢を整備し、定期的に監視すること	(証券会社が海外送金等の業務を委託している銀行が海外送金の実務を行うので、証券会社が自らコルレス契約を締結することはない)
50	④ コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・維持をしないこと	
51	⑤ 他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等においては、当該他の金融機関等による海外送金等に係る取引時確認等をはじめとするマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を監視すること	<p>&lt;対象外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社は他の金融機関等から海外送金を受託等することはない。</li> </ul>
52	⑥ 他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合においても、当該海外送金等を自らのマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクの特定・評価・低減の措置を着実に実行すること	<p><u>・上記①（項番47）参照。</u></p> <p><del>＜海外送金を認める社の対応＞</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>証券会社が海外送金等を行う場合、海外送金等の実務は銀行に委託することになる。自社において、外国にある銀行口座へ送金指示する取引が可能である場合、受託銀行に対して、マネロン等リスク管理態勢等について確認することなどが考えられるが、その方法や内容はグループ内の銀行に委託している場合とグループ外の銀行に委託している場合で異なると考えられる。</del></li> <li><del>なお、国内にある銀行口座へ外貨建てで送金指示する取引の場合は、マネロン等対策の観点からは、通貨が外貨建てであるだけで国内送金と変わらないと考えられるので、当該取引があることをもって受託銀行への確認は必要ないと考えられる。</del></li> </ul> <p><del>＜グループ内の銀行に海外送金等の実務を委託している場合＞</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>後記Ⅲ-4（項番80から85）の管理態勢の枠組みのもと、マネロン等リスク管理態勢が構築されているので、予め当該態勢が確認されてい</del></li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p><del>ることをもって、当該項目に対する特段の対応は不要であると考えられる。</del></p> <p><del>＜グループ外の銀行に海外送金等の実務を委託している場合＞</del></p> <p><del>・予めマネロン等管理態勢が構築されていることが確認できた銀行等を受託銀行に指定することとし、それ以外の銀行等への委託は行わないこととするなどが考えられる。</del></p>
	【対応が期待される事項】	
53	a. 様々なコルレス先について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督等を踏まえた上でリスク格付を行い、リスクの高低に応じて定期的な監視の頻度等に差異を設けること	<p>＜対象外＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記③④（項番 49、50）に同じ。</li> </ul>
	II-2 (5) FinTech 等の活用	
	【対応が期待される事項】	
54	a. 新技術の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、前向きに検討を行うこと	<p>＜取引特性等に応じた対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引時確認や疑わしい取引の検知・届出等を行うに際して、AI（人工知能）、ブロックチェーン、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を活用しているか。</li> <li>・活用していない場合、自社の規模や行っている取引の特性等に照らして活用することの有効性や効率性について検討する。</li> </ul>
	<p><b>III 管理態勢とその有効性の検証・見直し</b></p> <p>III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の 策定・実施・検証・見直し（PDCA）</p>	
	【対応が求められる事項】	

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
55	<p>① 自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社の業態の別（個人営業中心の対面営業、インターネット中心、ホールセールに特化、フルチャネル等）や営業地域の範囲（地域限定、全国展開、グローバル展開等）に照らして、どのようなマネロン等リスクを有するかを検証した上で、顧客対応に当たっての、基本方針、社内規程及び留意事項等を検討する。</li> <li>・ 上記社内規程や留意事項及びそれに関する情報やデータが、管理部門だけでなく第一線の営業職員から経営陣にまで共有されていることが重要である。</li> </ul>
56	<p>② リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係役職員の意識喚起や理解を深めるためには、リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等に一貫性があり、平仄が合っていることが大前提であり、その上で各種手続が実務に即した具体的な内容であるか、下記※の例示を参考に検証する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※営業店窓口やコールセンター等のチャネルでは、チェックリスト・フローチャート等の利用により、恣意的判断を排除しているか。</li> <li>※各種手続に該当しない事象でも、疑わしい点があった場合にはマネロン等主管部に直ちに報告するとともに、保守的な運用を行うことが各部門・営業店等の全ての職階に徹底されているか。</li> <li>※各部門・営業店等に対する検査が、定期的なオンサイト検査だけでなく常時オフサイト監視（営業部門から管理部門への定期的な報告の実施等）を実施する態勢や、各営業店が自主的な点検を実施する等、自社の総合的な検査・監視態勢が構築されているか。</li> </ul> </li> <li>・ 定期的に、又はマネロン等対応事案が発生した場合は直ちに、上記リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等の実効性及び見直しの要否について、下記※の例示を参考に検証する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※取引類型ごと（対面・非対面、非居住者取引、海外拠点等）の「疑わしい取引の届出」の多寡等を分析する。</li> <li>※所管部門、本部及び営業店のコンプライアンスプログラムの到達状</li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>況を定期的に確認する。</p>
57	<p>③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や管理部門による更なる措置の実施の必要性につき、検討すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ II-2（3）（i）（項番 16）において実施したリスク低減策のそれぞれについて、残存するリスクを評価する。</li> <li>・ 例えば、項番 16 の措置例に照らすと、次の点について検討することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 仮名・借名取引 通名取引や、例外的に本人名義以外の銀行口座からの入金を許容している取引（相続や贈与の場合等）等がある場合の対応</li> <li>b. 非対面取引 疑わしい取引の発生に照らし、自社が行っている追加的本人確認措置の有効性</li> <li>c. 現金取引 <u>（現金の受払いを伴う取引）</u> 例外的に現金の受け払いを行った顧客について、一定期間継続監視する対応</li> <li>d. 反社会的勢力との取引 既存口座が反社情報照会システムによる照会にヒットした場合の取引の終結等</li> <li>e. 非居住者との取引 <u>非居住者である旨の</u>届出がない顧客で海外から受発注しているのではないかと疑われる（<u>例えば、</u>電話の音声 unnatural、インターネットでの発注時間が深夜<u>や未明の一定時間のみ</u>に集中等）口座がないか検証する</li> <li>f. 外国 PEPs との取引 外国 PEPs 口座のメンテナンスが定期的に行われているかを検証し、その移動状況に照らしてメンテナンスのサイクルが妥当かどうか</li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>g. 実質的支配者が不透明な法人との取引 実質的支配者が不透明なまま取引を継続している法人がある場合は、更なる明確化を図ること</p> <p>h. 写真付きでない身分証を用いる顧客との取引 取引関係文書が返戻される比率が一定以上ある場合の追加的本人確認の実施</p> <p>i. 要注意国・地域、資金洗浄・テロ資金供与対策改善継続国居住者との取引 当局からの該当口座調査依頼に対して直ちに対応できる体制となっているか確認する。</p> <p>j. イラン・北朝鮮居住者との取引 同上</p> <p>※上記 a. から j. の内容を参考に、各社の規模・特性・業容等を踏まえ、具体的な対応策を検討する必要がある。<u>例えば、複数口座がある顧客の場合は、口座の性質を考慮した上でリスクが高いと考えられるものについては、実効的なモニタリング方法を導入すること。顧客ごとのリスク評価を導入する会社については、低減されたリスクの程度を考慮した上で、顧客のリスク評価に反映すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクが残存する取引について、定量・定性両面でデータの蓄積と発生原因の特定を含めた分析を行い、更なる措置の実施の必要性につき検討する。</li> <li>・改善策立案後は、可及的速やかに手続等の改正と実務での徹底を図ることが必要だと考えられる。なお、営業現場等に手続き改正が即座に伝わる態勢が重要である。</li> </ul>
58	④ 管理部門及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理態勢の実効性の検証を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「疑わしい取引の届出」に関する内部通報等をもとにリスク管理態勢に不備がないか検証を行う。</li> <li>・同制度で受領した情報により発覚した問題事象について、問題発生原</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>因の解明及び再発防止策の立案を行う。</p>
59	<p>⑤ 前記実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や管理態勢等についても必要に応じ見直しを行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記④（項番 58）の検証の結果、現状の手続等に不備や不十分な事項があった場合は、手続改正を可及的速やかに実施できる態勢が構築されていることが必要である。</li> <li>・手続改正とともに、必要に応じて方針・計画等も含めた管理態勢全体の見直しを行うことが考えられる。</li> <li>・なお、管理態勢の見直しに伴い人材、予算、物品のリソース配分の見直しの要否も検討することが必要だと考えられる。</li> </ul>
	<p><b>【対応が期待される事項】</b></p>	
60	<p>a. マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の規模・特性・業容を勘案し、以下の場合などは、必ずしも独立した専担部署を設置せず、他の業務との兼務も認められると考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 小規模会社で国内の限定された地域における対面営業のみの場合</li> <li>✓ コンプライアンス全般を所管する部署内に、主としてマネロン等対応を行うセクションを設置する等、当該部署で十分マネロン等対応が可能な場合</li> </ul> </li> <li>・独立した専担部署を設ける必要はないと判断した場合には、社内においてマネロン等対応はどの部署のどのセクションで行っているかが認知されていること（マネロン等主管部門を定めていること）、関連情報が当該セクションに集約される態勢となっている必要があることに留意する。</li> <li>・マネロン等担当が他の業務も兼務する場合であっても自社が有するマネロン等リスクの量や大きさを勘案し、必要に足る人員配置（マネロン等に関する専門知識、人数を考慮）を行うことが重要である。</li> </ul>
61	<p>b. 同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の規模、担当者のスキル、リスク特性に鑑み、自社単独で十分点検可能な場合は外部専門家等によるレビューを受ける必要性はないと判断することも可能と考える。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、自社の業容や業務内容の変化（規模拡大、非対面取引開始等）に応じて、適宜見直しを行う必要があることに留意する。</li> <li>・「外部専門家等によるレビュー」とは、マネロン等対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直しについて助言を受けることや、国際的なマネロン等対策に係る水準とのギャップ及び金融機関等における課題についてレビューを受けること等が考えられる。</li> <li>・外部監査の必要性はないとの判断を行う場合は、当該判断に至った根拠について記録しておくことが必要だと考えられる。</li> </ul>
	Ⅲ－２ 経営陣の関与・理解	
	【対応が求められる事項】	
62	① マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、自社の経営計画策定時に、マネロン等対策を独立した項目として計画を策定することが考えられる。また、他の経営戦略等を立案する際にも、マネロン等対策の観点が含まれていること、マネロン等対策との整合性が取れていることに留意する。</li> <li>※例えば、アニュアルレポート、株主総会事業報告書に記載することが考えられる。</li> </ul>
63	② 役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全社組織の職務権限分掌において、マネロン等主管部門・責任者を明記することが考えられる。</li> <li>・責任者は、他の職務を兼務することは妨げないが、マネロン等対策に関する部門横断的な権限が付与されている必要があると考えられる。</li> </ul> <p>＜内部管理を担当する役員が不在の会社＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理を担当する役員が不在の会社は、本協会「『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」第2条第1項第2号の要件に該当する使用人（責任者）を内部管理統括責任者に選任し、当該内部管理統括責任者が、マネロン等担当役員の代わりにマネロン等対策に係る責任を担う者とする。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等に関する検証や社内検査の結果等が内部管理統括責任者に速やかに報告され、かつ内部管理統括責任者から役員会等に報告される態勢となっているかを検証する。</li> </ul>
64	<p>③ 当該役員に対し、必要な情報が適時・適切に提供され、当該役員が金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与対策について内外に説明できる態勢を構築すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等主管部門に情報が集約され、且つ、マネロン等主管部門から担当役員への情報伝達の基準（「疑わしい取引の届出」に関する定期的な報告、マネロン等に利用されたことが判明した事案の発生等）が整備されていることが必要だと考えられる。</li> <li>・当該担当役員を通じての役員会での報告や、必要に応じて金融庁等への説明を行うことが考えられる。</li> </ul>
65	<p>④ マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等対策を重要な経営課題として認識し、マネロン等主管部門に専門性を有する人材を配置する必要があると考えられる。</li> <li>・所管部門への専門性を有する人材の配置に際しては、社内の人材育成だけでなく、外部から専門人材を採用することも有効だと考える。</li> <li>・担当者に限らず、マネロン等に関する教育研修を行うことを含め、人材の育成スケジュールの策定と早期履行を行うことが有用である。</li> <li>・所管部署に配属する職員にマネロン等対応に関する資格取得を促す、その取得を支援する等の方策も考えられる。</li> </ul>
66	<p>⑤ マネロン・テロ資金供与対策に関わる役員・部門間での連携の枠組みを構築すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等主管部門に情報が集約され、且つ、マネロン等主管部門から各部門への情報の提供が行われる態勢が構築されていることが必要だと考えられる。</li> <li>・役員会での報告義務等、各役員や部門長との情報共有が図れる態勢が構築されていることが必要だと考えられる。</li> </ul>
67	<p>⑥ 経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営陣の研修等への積極的な関与として、以下の例が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓映像・書面等での職員へのメッセージの発信</li> <li>✓職員向け研修等に自らも講師として参加する</li> <li>✓研修等を自らも受講する</li> <li>✓マネロン等対策の理解・知識を確認するためのテスト等を受検する</li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
	【対応が期待される事項】	
68	a. 役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取組み状況等を適切に勘案すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員の毎期の個人目標管理項目に、マネロン等対策の遵守・取組状況等をKPIとして設定する（独立した項目とすることに限らず、他の項目にマネロン等対策の遵守・取組み状況が含まれることを明確にすることも考えられる）等が考えられる。</li> </ul>
	Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等） Ⅲ－３（１）第１の防衛線	
	【対応が求められる事項】	
69	① 第１線に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業部門におけるマネロン等対策の重要性を経営陣が認識し、営業部門がマネロン等対策に係る方針・手続・計画等を十分に理解するための研修を実施することが考えられる。</li> <li>・犯収法第11条第1項に基づく研修（使用人に対する教育訓練の実施）が、マネロン等対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等をわかりやすく説明する内容を包含するものであれば上記研修に代替することも可能である。</li> <li>・研修については、理解度を確認するためのテストを併せて実施することも有効である。正答率が低い項目については、管理部門が営業部門にフィードバックし、営業部門の管理職が朝会等で職員に周知徹底することが考えられる。</li> <li>・さらに、新入職員や新たに営業部門に配属された職員向けに行うマネロン等対策に係る研修においては、法令遵守に加えてマネロン等ガイドラインを踏まえたリスク管理等の考え方に踏み込んだ研修内容の見直しをすることも考えられる。</li> </ul>
70	② マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、第１線に属する全ての職員に対し共有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記研修等による方法の他、イントラネット等に自社のマネロン等対策に係る方針・手続・計画等を掲載し、容易に確認ができるようにすることが考えられる。</li> <li>・自社のマネロン等対策を踏まえ、営業部門で使用する顧客対応チェッ</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		クシート等を作成し、周知・共有することなどが考えられる。
	Ⅲ－３（２）第２の防衛線	
	【対応が求められる事項】	
71	① 第１線におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門における「遵守状況の確認」として、営業部門での取引時確認及び厳格な顧客管理の実施状況につきモニタリングすることや、営業部門から実施状況及び不備事項の報告を行わせることが考えられる。サンプルモニタリングの場合は、営業部門のうち特にリスクが高いと思われる部門及び属性の比重を重くすること。なお、モニタリングについては、取引時確認及び厳格な顧客管理の実施からの経過日数が少ない時期に行うことで、その実効性が高まることに留意する。</li> <li>・「低減措置の有効性の検証」とは、管理部門がによる営業部門での口座開設時の取引時確認やヒアリング審査の内容等の事後検証を行い、取引時確認の不備事例や「疑わしい取引の届出」の内容を分析することにより、取引時確認の事務フローや厳格な顧客管理の対象者及びヒアリング項目の内容を見直すことが考えられる。</li> <li>・「遵守状況の確認」及び「低減措置の有効性の検証」については、ある一定の傾向を把握した場合に営業部門にフィードバックし改善を図るなど常にPDCAを意識したものとすること。</li> </ul>
72	② 第１線に対し、マネロン・テロ資金供与に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど、十分な支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等に係る最新の情報を営業部門が把握できるよう営業部門への周知メール送信、イントラネットへの資料掲載の充実することなどが考えられる。また、営業部門が質疑できるよう、問い合わせ管理部門の名称を分かりやすく記載することなどが考えられる。</li> <li>・「疑わしい取引の届出」の内容のうち、将来的に類似事例が発生し得る事例については、速やかに営業部門にフィードバックし、営業部門の管理職が朝会等で職員に周知徹底させることなどが考えられる。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
73	③ マネロン・テロ資金供与対策の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与対策に関係する全ての管理部門とその責務を明らかにし、それぞれの部門の責務について認識を共有するとともに、主管部門と他の関係部門が協働する態勢を整備し、密接な情報共有・連携を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの部門の責務について認識を共有するために、業務分掌や社内規程及び業務マニュアルに各部署の責務を明記することが考えられる。</li> <li>・主管部門と他の関係部門が密接な情報共有・連携を図るために、定期的にマネロン等対策に係る情報共有会議の実施なども考えられる。なお、当該会議の内容については各部門の役員にも報告される態勢となるよう留意する。上記Ⅲ－２⑤（項番 66）参照。</li> </ul>
74	④ 管理部門にマネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営陣は、マネロン等担当者として適切な知識及び専門性等を有する職員の採用・配置がなされるようにすること。上記Ⅲ－２④（項番 65）参照。</li> <li>・新しく管理部門に配属された職員向けに、営業部門からマネロン等対策に係る問い合わせに対応できるよう、また、システム検知された取引や異常取引について「疑わしい取引の届出」の要否が判断できるよう業務引き継ぎや研修等を実施する。</li> <li>・人事上、マネロン等対策に係る知見が十分ではない職員を新たに配置せざるを得ない場合には、速やかに教育・育成を実施するとともに、管理職は適宜サポートを施すこと。</li> </ul>
Ⅲ－３（３）第３の防衛線		
【対応が求められる事項】		
75	<p>① 以下の事項を含む監査計画を策定し、適切に実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性</li> <li>ロ. 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等</li> <li>ハ. 職員に対する研修等の実効性</li> <li>ニ. 営業部門における異常取引の検知状況</li> <li>ホ. 検知基準の有効性等を含む IT システムの運用状況</li> <li>ヘ. 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況</li> </ul>	<p>&lt;全社共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記イからへの事項について、監査計画に明記することが考えられる</li> <li>・各項目については、例えば、具体的に以下のように考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 内部監査部門は、マネロン等対策に係る方針・手続・計画等が、自社の規模・業容や特性を勘案したマネロン等リスクに対し、リスクを低減する実効性を有するものであるかを検証する。</li> <li>ロ. 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の過去の職務経歴を確認することが考えられる。マネロン等対策に係る知見が十分でない</li> </ul> </li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>職員が在籍する場合には、適切な人材配置を提言する。</p> <p>ハ. 対象となる職員に研修が実施されており、その結果を管理部門が把握しているかを検証する。</p> <p>ニ. 営業部門又は管理部門が検知する仕組みを構築する。管理部門が検知する場合には、適宜、営業部門に連携される態勢としていることを検証する。</p> <p>ホ. マネロン等対策を所管する部門が、検知基準及びそのシナリオの有効性について適時確認しているかを検証する。</p> <p>ヘ. リスク低減措置の実施及び「疑わしい取引の届出」の状況に限らず、一連のマネロン等対策につき、自社のリスクに照らして適切なものになっているかを検証する。</p>
76	② 自らの直面するマネロン・テロ資金供与リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部署単位の監査だけでなく、その時々的情勢に応じたテーマ監査として部署横断的な監査を組み合わせることなども考えられる。</li> </ul>
77	③ リスクが高いと判断した業務等以外についても、一律に監査対象から除外せず、頻度や深度を適切に調整して監査を行うなどの必要な対応を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記①②（項番 75、76）と合わせ、適切に履行すること。</li> </ul>
78	④ 内部監査部門が実施した内部監査の結果を監査役及び経営陣に報告するとともに、監査結果のフォローアップや改善に向けた助言を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査役及び経営陣への報告とは、コンプライアンス委員会や経営会議又は取締役会で報告することなどが考えられる。</li> </ul>
79	⑤ 内部監査部門にマネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営陣は、内部監査部門に適切な知識及び専門性（IT 関連を含む）等を有する職員の配置がなされるようにすること。上記Ⅲ－2④（項番 65）参照。</li> <li>・ マネロン等対策に係る知見の無い職員が配置された場合には、速やかに教育・育成を実施するとともに、管理職は適宜サポートを施すこと。</li> </ul>
	Ⅲ－4 グループベースの管理態勢	
	【対応が求められる事項】	

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
80	<p>① グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえながら、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で整合的な形で、これを実施すること</p>	<p>&lt;自社がグループ内の持株会社や中核会社に該当する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マネロン等対策を講じるグループ会社の範囲を規定する。</li> <li>・ある会社がグループの範囲に含まれるかどうかは、持分割合によって機械的に判断するのではなく、以下の点を考慮して判断することが考えられる。</li> <li>✓当該会社が、本ガイドラインの対象となる「金融機関等」（犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第46号に掲げる者を除く））に該当するか</li> <li>✓持株会社や中核会社が、当該会社に対して一定の方針・手続・計画等を実施させることができるだけの実質的な影響力を有しているか</li> <li>・「グループ全体で整合的な形」とするため、各社が作成した特定事業者作成書面（海外拠点においてはそれに類するもの。）上で特定されるリスクの所在や度合を確認し、各社の認識に矛盾がないよう見直しを行う。</li> <li>・取引ごとのリスクの所在や度合が同程度の会社については、各社に共通する顧客受入れ、顧客管理、記録保存等の方針を策定することが考えられる。</li> <li>・一方で、提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の違いにより、特定の会社にリスクが高いと考えられる類型が存在する場合には、各社でその高低に応じた顧客受入れ方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等を規定する必要があることに留意する。</li> </ul> <p>&lt;自社がグループ内の持株会社や中核会社には該当しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にはグループ内の持株会社や中核会社が策定する方針に基づき顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等を実施するが、自社がグループ内でリスクが高いと判断される場合は、</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		そのリスクに応じて上記項目を考慮することが考えられる。
81	② グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有態勢を整備すること	<p>＜自社がグループ内の持株会社や中核会社に該当する場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内で共有すべき情報の範囲を規定する。</li> <li>・共有すべき情報の範囲は、例えば、以下の内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓犯収法（海外拠点においてはそれに類する法令。）に基づく「疑わしい取引の届出」を行った顧客情報・取引情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>※グループ会社を通じて当該顧客に「疑わしい取引の届出」を行ったことが伝達されないよう留意すること。</li> </ul> </li> <li>✓「疑わしい取引の届出」まで至っていない、異常取引に係る顧客情報・取引情報及びその分析結果で、グループ内での情報共有が有用と考えられるもの</li> <li>✓グループ全体としてのマネロン等対策に係る方針やリスク評価に影響を及ぼし得るような、各社における新たな商品・サービスの取扱い、新たな技術を活用した取引の導入等に関する情報</li> <li>✓グループ内に海外拠点がある場合には、各海外拠点等に適用される情報保護法制の概要や外国当局のスタンスに関する情報</li> </ul> </li> <li>・グループ内で共有しようとする情報に個人データが含まれる場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができる場合として、個人情報保護法第23条第1項に規定される「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するか、あるいは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-1-5（2）に規定される「暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」に該当するかを検証する。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証の結果、上記の例外的な場合に該当しない個人データについては、本人の同意に基づく提供又は共同利用（個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号）や外国第三者提供（同法第 24 条）による必要があることに留意する。</li> <li>・ また、共有しようとする情報に当該顧客の未公開情報が含まれる場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号の規定に留意すること。</li> </ul> <p>&lt; 自社がグループ内の持株会社や中核会社には該当しない場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的にはグループ内の持株会社や中核会社が策定する方針に基づき情報共有態勢を整備するが、必要に応じて上記項目を考慮することが考えられる。</li> <li>・ グループ内の持株会社や中核会社が登録金融機関であり、かつ共有しようとする情報に当該顧客の非公開情報が含まれる場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 154 条第 4 号の規定に留意すること。</li> </ul>
82	<p>③ 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいては、各海外拠点等に適用されるマネロン・テロ資金供与対策に係る法規制等を遵守するほか、各海外拠点等に内在するリスクの特定・評価を行い、可視化した上で、リスクに見合う人員配置を行うなどの方法により適切なグループ全体での低減措置を講ずること</p>	<p>&lt; 自社がグループ内の持株会社や中核会社に該当する場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各海外拠点等において、現地の法令等に基づき策定したマネロン等対策が自社で実施するものより厳格でない場合は、自社と水準を合わせるよう努めさせる（下記⑤も参照のこと）。</li> <li>・ 各海外拠点等において、現地の法令等に基づき特定事業者作成書面に類するものを策定している場合には、当該情報を集約する。策定していない場合には、特定事業者作成書面に準じてリスクの特定及び度合の測定を行い、当該情報を集約する。</li> <li>・ その上で、「可視化」するために、各拠点等に内在するリスクの特定・評価の結果を統一のフォーマット上に集約し、一覧表を作成する。</li> <li>・ 当該一覧表を基に、例えば、以下の視点から人員の配置などを検討する。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓配置する人員の業務経験等に照らして、特定されたリスクへの適切な対処が期待できるか</li> <li>✓評価の結果、特にリスクが高いとされた事項を中心に、リスク低減措置を実施するために、十分な人員が配置されているか</li> </ul> <p>＜自社がグループ内の持株会社や中核会社には該当しない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にはグループ内の持株会社や中核会社が策定する方針に基づき低減措置を講ずるが、自社が求めるべき水準がグループの策定する基準より厳格な場合は、上記項目を考慮することが考えられる。</li> </ul>
83	<p>④ 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいては、各海外拠点等に適用される情報保護法制や外国当局のスタンス等を理解した上で、グループ全体として整合的な形でマネロン・テロ資金供与対策を適時・適切に実施するため、異常取引に係る顧客情報・取引情報及びその分析結果や疑わしい取引の届出状況等を含む、必要な情報の共有や統合的な管理等を円滑に行うことができる態勢（必要な IT システムの構築・更新を含む。）を構築すること（海外業務展開の戦略策定に際しては、こうした態勢整備の必要性を踏まえたものとする。）</p>	<p>＜自社がグループ内の持株会社や中核会社に該当する場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記②（項番 81）に基づく情報共有・管理を円滑に行うため、例えば、以下の態勢を整備する。</li> <li>✓各国・地域の法制を準拠した上で、グループ内での情報共有・管理に必要な IT システム（各社間の専用回線、共通インターフェイス、データベース、運用マニュアルなど）の構築等を行う。</li> <li>✓グループ内で、情報を共有するための各社の窓口・担当者、情報共有のタイミング・頻度等を規定する。</li> <li>✓<u>グループ内で利用するネガティブ情報そのものをグループでの共用データベースへ登録し、グループ各社のマネロン等リスクを管理する会議体や管理部門で共有する、又は、グループでの共用データベースにはネガティブ情報を有する者の本人特定事項のみ登録して共有し、自社顧客をフィルタリングし、該当する顧客が存在した場合には情報提供元にネガティブ情報の内容を個別に確認する。</u></li> <li>✓グループ内で共有した情報については、定期的に経営層に報告を行う。</li> <li>※<u>グループ内での情報共有については、弊害防止措置（金商業等府令第 153 条及び第 154 条等）に留意すること。</u></li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>&lt;自社がグループ内の持株会社や中核会社には該当しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にはグループ内の持株会社や中核会社が策定する方針に基づき態勢を整備するが、必要に応じて上記項目を考慮することが考えられる。</li> </ul>
84	<p>⑤ 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいて、各海外拠点等の属する国・地域の法規制等が、我が国よりも厳格でない場合には、当該海外拠点等も含め、我が国金融機関等グループ全体の方針・手続・計画等を整合的な形で適用・実施し、これが当該国・地域の法令等により許容されない場合には、我が国の当局に情報提供を行うこと（注）</p> <p>（注）当該国・地域の法規制等が我が国よりも厳格である場合に、当該海外拠点等が当該国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。</p>	<p>&lt;自社がグループ内の持株会社や中核会社に該当する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記②④（項番 81、83）に基づき情報共有を行った、「各海外拠点等に適用される情報保護法制の概要や外国当局のスタンスに関する情報」を基に、各海外拠点等の属する国・地域の法規制等について、日本よりも「厳格でない分野」があるかを検証する。</li> <li>・FATF（非参加国・地域に対する国際協力の枠組みを含む）が作成する相互審査結果報告書（FATF ウェブサイト「Consolidated assessment ratings」  <a href="http://www.fatf-gafi.org/publications/mutualevaluations/?hf=10&amp;b=0&amp;s=desc(fatf_releasedate)">http://www.fatf-gafi.org/publications/mutualevaluations/?hf=10&amp;b=0&amp;s=desc(fatf_releasedate)</a>）を参考にすることが考えられる。</li> </ul> <p>（参考）</p> <p>FATF（現在 35 の国・地域）非参加国・地域に対してマネロン等ダリング対策を促進するために、現在 9 つの国際協力の枠組みが存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Asia/Pacific Group on Money Laundering (APG)</li> <li>・Caribbean Financial Action Task Force (CFATF)</li> <li>・Eurasian Group (EAG)</li> <li>・Eastern and Southern Africa Anti-Money Laundering Group (ESAAMLG)</li> <li>・The Task Force on Money Laundering in Central Africa (GABAC)</li> <li>・Financial Action Task Force of Latin America (GAFILAT)</li> <li>・Inter Governmental Action Group against Money Laundering in West Africa (GIABA)</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Middle East and North Africa Financial Action Task Force (MENAFATF)</li> <li>・ Committee of Experts on the Evaluation of Anti-Money Laundering Measures (MONEYVAL)</li> </ul> <p>以上の枠組みを全て合わせると、対象国は 206 の国・地域となる。(2018 年 3 月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、厳格であるかないかの判断は、単に手続きの違いをもって行われるものではなく、アウトカムベースで行われるべきものと考えられる。例えば、アラブ諸国には顧客の本人確認に際して「住所確認」が要件とされない国が存在しているが、それのみをもって直ちに我が国よりも「厳格でない」（＝日本基準での対応が必要）とはならないことに留意する。</li> <li>・ 上記の作業を通じて、「厳格でない分野」が特定された国・地域については、現地の海外拠点等を通じて外国当局、弁護士等に照会を行った上で、日本基準での対応が当該国・地域の法令等により許容されるか否かを判断する。</li> <li>・ 上記のプロセスを踏んだ上で、日本基準での対応が当該国・地域の法令等により許容されないと判断した場合には、その旨を金融庁又は所轄財務局の担当部局に報告を行う。</li> </ul> <p>&lt;自社がグループ内の持株会社や中核会社には該当しない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的にはグループ内の持株会社や中核会社が策定する方針に基づき対応を行うが、必要に応じて上記項目を考慮することが考えられる。</li> </ul>
85	<p>⑥ 外国金融グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢及びコルレス先を含む我が国金融機関等との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たすこと</p>	<p>&lt;外国証券&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ全体としてのマネロン等対策に係る方針及び日本国内の金融機関等との取引状況について、当局等によるモニタリング等の場面で説明ができるよう、これらについて適宜書面化の上、定期的に経営層</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		まで情報を共有することが考えられる。
	Ⅲ－５ 職員の確保、育成等	
	【対応が求められる事項】	
86	<p>① マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて、必要とされる知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等について、継続的に確認すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引時確認等の措置や「疑わしい取引の届出」に関する役職員向けの研修を継続的・定期的に行うことに加え、当該研修の受講内容を担当部署に戻って報告させることやその理解度を把握するための確認テストを実施する等が考えられる。</li> <li>・研修、報告及び確認テストを実施した場合は、その記録を保存しておく。記録には実施日時、受講内容、対象者氏名を記録しておくことが考えられる。</li> <li>・職員の役割に応じた対応としては、例えば、以下のような要素を研修等の内容に盛り込むことが考えられる。</li> </ul> <p>[新入職員や新たに営業部門に配属された職員向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓取引時確認時に必要となる本人特定事項、提出を受ける本人確認書類</li> <li>✓異常取引や制裁対象取引を検知する基準、「疑わしい取引の届出」が必要となる類型、上席者への報告意識</li> </ul> <p>[管理部門の職員向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓システムで検知された取引・入出金等や営業部門において検知した異常取引等について、マネロン等リスクが高いか、「疑わしい取引の届出」が必要かどうかを見抜く観点</li> <li>✓法令・諸規則及びガイドライン等と自社の社内規程や業務フローとを比較し、改善の要否を判断する観点</li> <li>✓JAFICの「犯罪収益移転危険度調査書」内容を勘案しながら、自社の</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
		<p>特性に応じてマネロン等リスクの多寡を判断し、リスクを低減する方策を講ずる観点</p> <p>[内部監査部門の職員向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全社的なマネロン等対策の方針、他部門におけるマネロン等対策が実効性を見抜く観点</li> <li>✓ 法令・諸規則及びガイドライン等と自社の社内規程や業務フローとを比較し、改善の可否を判断する観点</li> </ul>
87	② 取引時確認等を含む顧客管理の具体的方法について、職員が、その役割に応じた的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図るほか、適切かつ継続的な研修等を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社の顧客管理やマネロン等対策の方針について具体的に職員等に理解させることや営業店やコールセンター向けにマネロン等での観点に基づく顧客対応に関するチェックシートやFAQを作成することなどが考えられる。</li> <li>・ 上記①（項番 86）で実施した研修、報告及び確認テスト、業務マニュアル及び上記チェックシート等について、犯収法の改正時に改正内容を反映させる、内外の当局等の情報を反映させる、自社の業態や環境の変化に伴った顧客属性の変化等に対応した見直しを行うことが重要である。</li> <li>・ 上記①（項番 86）で実施した報告や確認テストの結果を踏まえ、研修は役職員に対して有効か分析・検討する。</li> </ul>
88	③ 当該研修等の内容が、自らの直面するリスクに適合し、必要に応じ最新の法規制、内外の当局等の情報を踏まえたものであり、また、職員等への徹底の観点から改善の余地がないか分析・検討すること	
89	④ 研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により、確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修後に確認テストを実施することが考えられる。</li> <li>・ 確認テストの結果、研修内容に対する理解が十分でないと認められる場合、各職員に対するフォローアップを行うだけでなく、研修そのものの実施方法についても見直すべき点がないか、受講した職員からのフィードバック等も参考にしながら検討する。</li> <li>・ 研修等内容の遵守状況については、例えば、支店ごとの疑わしい取引の届出の件数・内容の確認を通じて、それが所属する役職員の理解度が原因でないかという視点で検証することも考えられる。</li> </ul>

NO	ガイドライン本文	金商業における対応（案）
90	⑤ 全社的な疑わしい取引の届出状況や、管理部門に寄せられる質問内容・気づき等を営業部門に還元するほか、営業部門内においてもこうした情報を各職員に的確に周知するなど、営業部門におけるリスク認識を深めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門が集約した疑わしい取引の届出の事例や、各営業店のマネロン等の観点での知見・経験を、ケーススタディ等の形で適切に営業部門にフィードバックすることが考えられる。</li> <li>・営業店においては、フィードバックされた情報を定期的な店内研修や毎日のミーティング（朝礼等を含む）等において各職員まで伝達し、自社においてマネロン等のリスクが高いと思われる業務に対して、リスク認識をさせるよう努めることが考えられる。</li> </ul>
	<b>【対応が期待される事項】</b>	
91	a. 海外拠点等を有する金融機関等グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修等を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修等の内容についても定期的に見直すこと	<p>&lt;海外拠点を有する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループにおけるマネロン等対策の統括部署を設けることが望ましい。</li> <li>・マネロン等対策が日本よりも進んだ外国に拠点を置いている場合、当該国において求められるレベルが適切に履行されるよう、グループ全体のマネロン等対策の方針に基づき、担当者への研修を実施する。</li> <li>・マネロン等対策が日本と同等以下の外国に拠点を置いている場合には、当該国で求められるリスク評価のレベルにとどまらず、グループ全体のマネロン等対策で求められる対応が的確に実施されるよう、担当者への研修を実施する。</li> <li>・研修の考え方については、【対応が求められる事項】に同じ。</li> </ul>
92	b. 海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める金融機関等グループにおいて、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修等や関係する資格取得に努めるよう態勢整備を行うこと	<p>&lt;海外拠点を有する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ全体として、自社が拠点を置いている国・地域におけるマネロン等に係る動向を把握する態勢を整備する必要があると考えられる。</li> <li>・グループ各社のマネロン等担当者間において、国際的な動向を共有でき、職員が関連する研修（外部を含む）の受講や資格取得を目指せる環境を整備すること等が考えられる。</li> </ul>

以上

今後の検討スケジュール（イメージ）

平成 30 年 5 月 9 日

回号	開催日時/場所	議案
第 1 回	3 月 30 日（金） 10 時 30 分 ～11 時 30 分 第 1 会議室	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い」の作成について 2. その他 ・今後のスケジュール
	3/30～4/11 正午	(全体意見照会)
第 2 回	4 月 19 日（木） 15 時～16 時 30 分 第 1 会議室	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い」の意見照会を踏まえた検討 (全体意見照会結果を踏まえた個別検討)
	4/20～4/27 正午	(修正案に対する意見照会)
第 3 回	5 月 9 日（水） 10 時～11 時 30 分 第 1 会議室	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～金商業におけるマネロン等対応について～」の検討 (修正案への意見照会結果を踏まえた個別検討)
(予備日)	5 月 14 日（月） 13 時 30 分～15 時 第 1 会議室	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～金商業におけるマネロン等対応について～」の検討 (修正案への意見照会結果を踏まえた個別検討)
		(金融庁確認)
第 4 回	5 月 23 日（水） 10 時～11 時 30 分 第 1 会議室	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～金商業におけるマネロン等対応について～」の検討 ※最終取りまとめ
(予備日)	5 月 29 日（火） 10 時～11 時 30 分 第 1 会議室	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 ～金商業におけるマネロン等対応について～」の検討 ※最終取りまとめ
		(最終版の金融庁確認)

※スケジュールは現時点のイメージであり、議論の進捗に応じて変更の可能性がある。

以 上